

**総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第三次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて**

資料3-2

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただいております。なお、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 非化石価値取引市場について		
1	<p>高度化法の目標提出の対象事業者が、販売電力量が年間5億kWh以上とされているが、すべての小売事業者に拡大すべき。高度化法目標提出の対象外となっている事業者(対象外事業者)は3%程度とのことだが、これらの対象外事業者が、官公庁需要入札案件において、大型案件も含め、落札するケースが顕在化しており、競争環境は公平にすべきである。</p> <p>また、官公庁需要への小売事業者が、非化石価値を考慮しない事業者であることは、国の施策である高度化法目標への努力と反するものである。</p> <p>よって、対象外事業者を対象外のままとする理由はなく、すべての小売事業者を高度化法目標の対象とすべき。</p>	<p>第三次中間とりまとめP26「その他の論点について」に記載の通り、高度化法の達成計画提出対象事業者の基準については、対象事業者が、会社分割等の行動をとり販売電力量を意図的に削減していないかや、対象事業者の販売電力量のカバー率等について、達成計画の提出を取りまとめた際に事務局で引き続き確認を行うこととし、その結果を踏まえ検討を深めることとしております。</p>
2	<p>未だ再稼働の具体的なスケジュールの提示がなされていない原子力発電所が数多く存在する上、足元では、特重施設対応で、原子力の稼働動向が一層不透明な状況になっている。これらの客観的状況を踏まえれば、2030年度の非化石電源比率目標の44%達成を前提に設定された2020～2022年度の間目標は一貫性に疑義が生じている。2020年度は既にスタートしていることから、中間目標を引き下げる見直しを直ちに開始すべき。</p>	<p>第三次中間とりまとめP11に記載の通り、「中間評価の基準となる目標値の設定については、2030年度44%目標の達成確度を高めるため、原則、2020年度以降、毎年度目標値を設定し、44%に向けて直線的に漸増させることが考えられる。目標値の調整にあたっては、「想定される小売電気事業者の非化石電源比率の全国平均(加重平均)」を目安としつつ証書流通量を考慮するなかで可能な限り野心的な目標とした上で、激変緩和量を控除して設定する。また、具体的な平均値の方法については原則として小売電気事業者等が提出する供給計画を用いることとする」としてしております。</p>
3	<p>非化石証書の購入費用については、第48回制度設計専門会合(資料3・p10)において、旧一電グループが、「(前略)非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等行うこと」と整理されたことを踏まえ、旧一電小売りの経過措置規制料金を転嫁し、明示的に表記させるべき。なお、高度化法目標は、既に、今年度から開始されていることから、速やかに実施、遅くとも2020年内の実施を求めたい。</p>	<p>非化石証書購入費用の小売料金上の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19に記載の通り、「需要家はその趣旨の理解を得るためにも丁寧な説明が必要になる点や新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点から踏まえた措置を求める多くの意見」もあり、それらを踏まえつつ、引き続き慎重に検討・対応することとしております。</p>
4	<p>非化石価値取引市場は非化石価値電源を持っている事業者から持っていない事業者に価値を移転する仕組みであって、非化石証書を販売できる数社の事業者のみが再エネ電源投資のインセンティブを得るのみである。ほとんどの小売電気事業者にとって非化石価値証書は価格転嫁に課題を抱えている。結果として、再エネ新設への直接投資に向けられるべき資金を減じることになり、再エネ純増には貢献しない。</p> <p>FIT電源はその原資を需要家から広く集める仕組みとなっており、国民負担の増大を招いた。今後はFITに頼らない、自立電源の非化石価値(非FIT)を増やすインセンティブを探ることが、真の意味での再エネ電源の増加につながる。</p> <p>「制度全般」</p> <p>p.4「高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用目標達成計画について」の項目15～19行目について</p> <p>・現在の高度化法的前提となるエネルギーミックス策定時点と現時点では自家消費PV拡大等により様相が異なっている。パリ協定達成のため電気事業各社が自ら関与できる手段を高度化法対象に織り込むべき。(特に自家消費環境価値について)</p>	<p>非化石証書購入費用の小売料金上の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19に記載の通り、「需要家はその趣旨の理解を得るためにも丁寧な説明が必要になる点や新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点から踏まえた措置を求める多くの意見」もあり、それらを踏まえつつ、引き続き慎重に検討・対応することとしております。</p>

5	<p>p.8「高度化法2030年度目標の実現に関する主な意見」についての意見は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、再エネは屋根置きPVや蓄電池は急速に普及中であり、国の政策では自家消費が推奨されつつある。これら電気は電気事業法の枠外の電気となり、高度化法上カウントできない。そのため日本全体の非化石電源から得られる非化石価値を完全に捕捉できない。 ・一般の法改正により電気計量制度の緩和に道筋が切られたことも踏まえ、PVについては発電時点で環境価値を捕捉し、系統への逆潮、自家消費分ともに高度化法対象とすることが妥当。これにより蓄電池からの逆潮分の環境価値認識に関わる面倒を回避できる。自家消費PV環境価値を現数値目標の内数とする運用に改めるべき。 ・このためには、再エネ電源のコストダウンと並び、草の根の需要家電源の積極的活用、すなわち小出力再エネの自家消費の拡大がカギとなる。こうした流れに沿ったアグリゲーターや小売電気事業者の努力を評価する仕組みこそ、真の意味での再エネ電源の増大に寄与する。 	<p>現在の非化石証書制度は、非化石電源からの系統への小売供給分について証書化の対象としており、自家消費における非化石価値については、他の環境価値制度が対象としている等の理由から慎重な議論が必要と考えております。</p>
6	<p>「運用について」</p> <p>p.4「高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用目標達成計画について」の項目6～8行目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロエミ化推進が社会全体の課題であることを踏まえ、高度化法の適用対象は全ての小売電気事業者を対象とすべきである。 	<p>第三次中間とりまとめP26「その他の論点について」に記載の通り、高度化法の達成計画提出対象事業者の基準については、対象事業者が、会社分割等の行動をとり販売電力量を意図的に削減していないかや、対象事業者の販売電力量のカバー率等について、達成計画の提出を取りまとめた際に事務局で引き続き確認を行うこととし、その結果を踏まえ検討を深めることとしています。</p>
7	<p>◆p.20「発電事業者の非化石証書収入について(内部補助の監視)」の項目1～5行目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非FIT系非化石価値証書の出し手の大半は旧一般電気事業者または電源開発である。前者の社内移転価格と市場応札価格は同一水準であるよう監視をお願いしたい。また、非FIT非化石証書の販売益については、当該事業者が地域独占・総括原価方式の下で建設した電源に由来するものであることを十分に踏まえ、再エネ電源投資に意欲的な他の事業者とのイコールフットイングに配慮しつつ、発電事業者に非化石電源の維持・拡大のみに限定されるよう監視をお願いしたい。 	<p>第三次中間とりまとめP20に記載の通り、「非化石証書収入の内部補助についても、監視委等委員会で議論されている発電部門から小売部門への不当な内部補助の監視に関する検討と合わせて、包括的に検討されることになる」としてあります。また、発電事業者の非化石証書収入については、「非FIT非化石電源を有する発電事業者に対して、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントを、当面の間、求めていくこととする」としてあります。</p>
8	<p>p.21「FITの非化石証書の最低価格について」の項目1～2行目について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・p.9の10行目にあるように、多くの小売電気事業者は高度化法目標達成のため、非化石価値取引市場から非化石証書を調達することが見込まれる。最下限価格が1.3円/kWhと定められたFIT市場からの証書調達は小売電気事業者を逼迫し、前述の通り再エネ新設への直接投資に向けられるべき資金を減じることとなる。そもそもFIT証書の最下限価格1.3円/kWhは、制度設計当時の再エネ賦課金単価2.6円/kWhの半額であることに由来するが、現時点では合理性がない。最下限価格の撤廃を要望する。 	<p>第三次中間とりまとめP21に記載の通り、本検討会の委員意見において、FIT非化石証書の最低価格の水準の妥当性や最低価格の有効性が指摘されております。</p>
9	<p>p.33「論点1-2 非化石証書を活用した際の訴求方法について(1)」に関連して、各種整理が行われているが、現行運用(実発電から半年後のオークション開催と年度内償却)では顧客の環境価値を訴求するタイミングがない。非化石価値証書の償却期限を小売料金等の原価算定期間である3か年とするなど、複数年度の繰越しを認めていただきたい。</p>	<p>非化石証書の償却期間はその制度趣旨を踏まえ、高度化法における達成計画の提出対象事業者の報告期限を踏まえた取得月から翌年の6月末までとしております。</p>
10	<p>p.36「論点1-2 非化石証書を活用した際の訴求方法について(1) (参考図1-32)」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非化石価値証書を活用し再エネとしての価値を訴求する場合の小売り案内表示が複雑で、消費者にとって分かりにくい。「原子力+証書=実質再エネ」「化石・市場電源+証書=実質ゼロエミ」に対し、「実質」の利用は認めないことにしてはどうか。 	<p>非化石証書により環境価値が電気と切り離され、調達する電気が化石・非化石、再エネ指定の有無に拘わらず、非化石証書が付与された電気に対し証書が有する環境価値が適切に反映されるべきであり、それを反映するべく「実質」という表現を用いております。</p>
11	<p>7ページ 証書費用の転嫁について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証書費用の転嫁について早期のルール化をお願いしたい。その際に、「転嫁」という言葉についても、本来はすべての国民=需要家が負担すべきものである事から、過去の委員会でも意見が出たように、電気事業者の負担を押し付けたと誤解の生じないよう、より適切な語句へ変える事も行いつつ、需要家への周知(理解)も併せて求めたい。 	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
12	<p>8ページ 高度化法中間目標対象事業者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定の目標達成は国全体の目標であり、販売電力量年間5億kWh以上の事業者でシェア97%をカバーが出来た事で良しとする事に違和感がある。電気事業者全てが応能負担をすべきと考えており、記載の意見に賛成する。 	<p>第三次中間とりまとめP26「その他の論点について」に記載の通り、高度化法の達成計画提出対象事業者の基準については、対象事業者が、会社分割等の行動をとり販売電力量を意図的に削減していないかや、対象事業者の販売電力量のカバー率等について、達成計画の提出を取りまとめた際に事務局で引き続き確認を行うこととし、その結果を踏まえ検討を深めることとしています。</p>

13	8ページ 自家消費について ・自家消費分の再エネについて、計量による発電量の証明が可能であるならば、回避可能費用と類似の考えとして、再エネによる自家消費電力相当分の環境負荷の高い電力消費を抑えた事として価値を認めても良いのではないかと。	現在の非化石証書制度は、非化石電源からの系統への小売供給分について証書化の対象としており、自家消費における非化石価値については、他の環境価値制度が対象としている等の理由から慎重な議論が必要と考えております。
14	8ページ RE100等国際的イニシアチブについて ・トラッキング付非化石証書の早期の制度化と、推進している需要家側の理解も妨げている事から、RE100等の国際的イニシアチブとの整合性(1kWhの証書のゼロエミ価値、残余計算等)を取って頂きたい。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
15	9ページ 非化石証書の取引環境について ・入手次期により償却可能期間や有効期間の長さに差異が生じている事は、制度外ではあるが価値に優劣が生じており、制度も複雑にしている事から、証書の有効期間および償却期間可能期間を一律取得月から12か月としてはどうか。	非化石証書の償却期間はその制度趣旨を踏まえ、高度化法における達成計画の提出対象事業者の報告期限を踏まえた取得月から翌年の6月末までとしております。
16	21ページ 証書の最低価格について 1.3円の最低価格についても同じ再エネ由来の証書については最低価格の撤廃をすべきと考える。	第三次中間とりまとめP21に記載の通り、本検討会の委員意見において、FIT非化石証書の最低価格の水準の妥当性や最低価格の有効性が指摘されております。
17	27ページ 資料7中の※ 証書の小売事業者間の転売を可能として流動性が高まるよう制度の見直しをして頂きたい。FIT特定卸の電気供給について、電気の転売は認められているが、証書の転売が出来ない事で不便が生じている。(改正FIT法に関する直前説明会38ページQ3)	第三次中間とりまとめP27の参考図 1-22に記載の通り、「小売電気事業者間による証書の転売可否については継続検討としていたところ、転売を可能とした場合、利益調整を目的とした小売事業者間の取引が行われる、証書を実需以上に購入することによって小売電気事業者の利益操作が可能になってしまうといった税務上の懸念があることから、当面、小売電気事業者間の証書の転売は出来ない仕組みとする。」としております。
18	30ページ 環境表示価値について 環境表示価値について、出典が委員会資料で整理されたものでは良い状況とは言えない。小売営業の指針のような明確にされた文書を別途整備すべきではないか。	第三次中間とりまとめP39に記載の通り、本検討会で行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける整理を踏まえて電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論が行われる予定となっております。
19	P19 (非化石証書購入費用の小売料金上の取り扱いについて) ○P20に「小売電気事業者の非化石証書購入に伴う機動的な料金改定手続きについては、非化石電源比率を高め社会全体の低炭素化を進めていく必要性を踏まえ、それを求める新規参入者を含む小売電気事業者への事業環境への影響を確認しつつ、引き続き検討することとなった。」との記載があるが、これは、昨年12月24日に開催された第37回制度検討作業部会で示されたものであり、その後半年間が経過しているものの、具体的な検討が全く進んでいないと見受けられる。 ○2020年度から、中間目標が設定され、新電力は非化石価値取引市場からの証書購入が実質的に義務化されることで事業環境への影響が顕在化することや、P20に「規制料金における簡便な転嫁の方法については、その購入費用の妥当性・適正性を担保するための何らかのプロセスが必要と考えられる」との記載もあるとあり、規制料金への転嫁を実行するにあたっては相応のリードタイムを要する可能性があることを踏まえれば、この論点に関する検討を然るべき審議会で速やかに開始していただきたい。	非化石証書購入費用の小売料金上の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19に記載の通り、「需要家にその趣旨の理解を得るためにも丁寧な説明が必要になる点や新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点から踏まえた措置を求める多くの意見」もあり、それらを踏まえつつ、引き続き慎重に検討・対応することとしております。
20	○ベースロード市場及び容量市場においては、支配的事業者の供出(応札)価格等の在り方について、これまでの作業部会で何度も議論を重ねられ、最終的にガイドラインとして明確化されることになった。 ○他方、同様に市場支配力の行使が懸念される、原発や大型水力等の非化石価値を扱う非FIT非化石価値取引市場については、売り手となる旧一電発電部門等の供出価格等の在り方についての議論が作業部会で全くされておらず、当然にガイドラインも整備されていない。 ○非FIT非化石価値取引市場におけるガイドラインの必要性については、6月30日に開催された第48回制度設計専門会合において、有識者委員からも発言があったと認識しており、非FIT非化石価値取引市場の初回取引が、本年11月に開始されること、また電力・ガス取引監視等委員会にて旧一般電気事業者の発電・小売間の不当な内部補助防止を目的に社内卸取引の価格監視が開始されることを踏まえれば、ガイドライン整備に向けた検討を早期に開始するべきである。	第三次中間とりまとめP21に記載の通り、「高度化法の中間目標設定によって非化石証書全体の需要が高まることが想定されるなかで、市場における事業者の経済合理的行動に期待しつつ、入札行動に関する考え方については、整理が必要かどうか引き続き検討することとなった」としており、引き続き検討課題であるとしております。

21	<p>○P21に「第36回制度検討作業部会では、市場の流動性や売り惜しみの懸念といった証書の売手の入札行動に関する意見があった。」との記載があるが、当作業部会においては、「市場の流動性」や「売り惜しみ」の視点だけではなく、主要な売手である旧一電の発電・小売間の相対又は社内取引の価格と非FIT非化石市場への供出価格が整合的になっているかの確認が必要との重要な指摘があったと認識している。</p> <p>○また、6月30日に開催された電力・ガス取引監視等委員会第48回制度設計専門会合においても、有識者委員から、「非FIT非化石市場の取引開始に際し、不当な内部補助の防止策に資するものとして、社内取引価格を電気の価値と非化石の価値に分けて見える化し、電気の価値はベースロード市場の応札価格と、非化石の価値は非FIT非化石市場の応札価格と整合的になっているか(比較すべき対象が適切で各種市場全体を俯瞰して辻褃が合っているか)を監視することが必要との指摘があったと認識している。</p> <p>○エネ庁事務局においては、これらの指摘を真摯に受け止めていただき、電力・ガス取引監視等委員会と緊密に連携し、旧一電の発電・小売間の相対又は社内取引の価格と非FIT非化石市場への供出価格との整合性の確認といった事前規制の実施に向けた具体的な検討を速やかに開始していただきたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP21に記載の通り、「高度化法の中間目標設定によって非化石証書全体の需要が高まることが想定されるなかで、市場における事業者の経済合理的行動に期待しつつ、入札行動に関する考え方については、整理が必要かどうか引き続き検討することとなった」としており、引き続き検討課題であるとしております。</p>
22	<p>○P57に「開催時期」について、「翌期の相対契約の交渉本格化時期とオークション開催時期にずれがある」との意見と、「数量・価格の早期固定化はメリットである」との意見が併記されているが、P56で示されている監視等委員会による「買手からの聞き取り結果」からは、どちらの意見が多かったのかが明確になっていないまま、両方の意見があったことを以って、引き続き現行制度を維持すると結論づけているように見える。</p> <p>○2020年度の第2回取引においては、現行の7月、9月、11月の年3回の実施は既に決定事項であり受け入れざるを得ないが、「開催時期」については、然るべきタイミングで、より多くの事業者(買手)からの聞き取りを再度十分に行い、「開催時期」の見直し(実需給により近いタイミングでの入札)の声が大きき場合には、現行の整理に囚われることなく、制度検討作業部会において不断の見直しに向けた検討を深めるべきである。</p>	<p>市場開設期間は、第一次中間とりまとめに記載のとおり、年度内で複数回開催することや、ベースロード電源を供出する旧一般電気事業者等のベースロード市場の入札結果を踏まえた供給力を事前に確保して供給計画を策定する事を勧奨し、また調整力公募の入札時期等も踏まえ設定されていますが、オークション状況も参考に、必要に応じて検討を行うこととしております。</p>
23	<p>・化石電源(卸電力取引所等、化石電源)や非FIT再生電源(原子力等)に再生指定証書を組み合わせた場合に、「実質再生」とする整理は、「再生」という言葉が、需要家に対して調達する電気が再生であるという誤解を招く可能性が拭えないことから、例えば「再生指定証書が30%付いた原子力(石炭)の電気」のように「再生の電気」という表現を用いて需要家に訴求できないような表示が適切である。</p> <p>・本論点については、P39に「監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業ガイドラインの改正についての議論が行われることになる」記載されているところであり、消費者団体等からの意見も十分聴取していただき、本パブコメを含めて同様の意見が出た場合には、現行のガイドラインの整理に囚われることなく、需要家視点に立った議論を要望する。</p>	<p>第三次中間とりまとめP39に記載の通り、本検討会で行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける整理を踏まえて電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論が行われる予定となっております。</p>
24	<p>・P37上段表に記載されている通り、現行の小売営業GLにおいては、「FIT電気+FIT証書」の組合せについては、「実質再生」と整理されている。</p> <p>・調達する電気の種類が賦課金で賄われているFIT電源の場合は、再生指定証書を付随したとしても、再生に「実質」がつくという整理は考え方として理解できる一方で、需要家にとっては「再生」と「実質再生」の違いが非常にわかりにくいことや、再生由来であるFIT電源と、再生由来ではない化石電源や原子力等の非再生電源が、同じ「実質再生」として同列に扱われることについて納得感が乏しいという課題がある。</p> <p>・非化石証書の流動性を向上させる観点からは、需要家への料金メニューの「わかりやすさ」は重要なファクターであり、調達する電気の種類が外形的に「再生」である「FIT電気」+「再生証書」の組合せについては、FIT電気が国民負担で賄われていることを十分に需要家に説明することを前提に、「実質再生」ではなく「再生」の表示を可能にしてもよいのではないかと考えられる。</p> <p>・本論点については、P39に「監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業ガイドラインの改正についての議論が行われることになる」記載されているところ、「再生」の表示を可能にするものの是非について、現行のガイドラインの整理に囚われることなく、監視等委員会の制度設計専門会合において議論を深めていただきたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP39に記載の通り、本検討会で行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける整理を踏まえて電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論が行われる予定となっております。</p>
25	<p>・小売電気事業者にとって、P.19～20で記載いただいている通り、非化石証書購入費用は小売料金の値上げや購入費用の飲み込みに繋がり、競争力低下や経営への大きなマイナス影響となりうる。</p> <p>・さらに非化石証書の価格に一定の最低価格を設けることは、証書の需要と供給のバランスによって決まる市場の取引価格が最低価格を下回る場合においては、小売事業者に追加の負担を強いることとなり、特に旧一般電気事業者をはじめとする大量の非FIT非化石電源(原子力発電・大型水力発電等)を持つ事業者以外の事業者にとっては、追加の負担の影響が大きい。</p> <p>・またP.21の「最低価格に対する意見」で記載いただいているように、「最低価格を設けずに自由に取引された際の価格が適切な価格」という観点もあることから、FIT非化石証書の最低価格を撤廃することについては、今後の検討課題として引き続き検討していただきたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP21に記載の通り、本検討会の委員意見において、FIT非化石証書の最低価格の水準の妥当性や最低価格の有効性が指摘されております。</p>

26	<p>>42頁目他 電力の計量については、どれを事業他に用いるかは別として、一応、各所複数点での測定を行っておき、その照合が可能ないようにしておくべきであると考え。 盗電的な行為が全国的に同時多発的に、また組織的に発生しうる可能性は十分にありうると考えるが(各種の情報機器を動かして、工作活動的な事を機械にさせつつ、同時に盗電を行っているという様な場合もあるかもしれない)、その把握について行えるようにしておくべきであると考え。 その様な観点が公安上、また公正上必要であると思われるのであるが、国として、公安・公正を念頭に置いて、その様な各所での測定がなされるように制度的にしていっていただきたい。</p>	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
27	<p>i 高度化法目標提出の対象は、すべて事業者を一律とするべきである。 ii 自家消費 PV や再生可能エネルギーを蓄電して系統に送た力高度化法目標の内数として反映してほしい。</p>	第三次中間とりまとめP26「その他の論点について」に記載の通り、高度化法の達成計画提出対象事業者の基準については、対象事業者が、会社分割等の行動をとり販売電力量を意図的に削減していないかや、対象事業者の販売電力量のカバー率等について、達成計画の提出を取りまとめた際に事務局で引き続き確認を行うこととし、その結果を踏まえ検討を深めることとしています。
28	P19 非化石証書購入費用の小売料金上の取り扱いについて、中間目標達成のための非化石証書購入費用については、小売料金に一律転嫁する措置をお願いしたい。	非化石証書購入費用の小売料金上の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19に記載の通り、「需要家にその趣旨の理解を得るためにも丁寧な説明が必要になる点や新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点から踏まえた措置を求める多くの意見」もあり、それらを踏まえつつ、引き続き慎重に検討・対応することとしております。
29	<p>i 非化石証書収入の内部補助の監視について、発電事業者に自主的な取組のコミットメントを求めること、証書販売収入の用途の説明を求めること、となっているが、発電事業者による取組報告義務や、用途に疑義がある際のペナルティを定めるべき。 ii 第 48 回制度設計専門会合(令和 2 年 6 月 30 日)で草薙専門委員の発言にもあったように、社内取引価格を電気および非化石証書の価値に分けて見える化し、それぞれの市場価格に照らして整合がとれているかという目録での監視をすることが必要。 iii 第 48 回制度設計専門会合(令和2年6月30日)で圓尾委員、野崎オブザーバーの発言にもあったように、令和 2 年 7 月 1 日の電力・ガス取引監視等委員会からの旧一般電気事業者に要請するコミットメント「中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化する」のうち、「中長期的な」という文言を受けて、短期的に実施される不当な内部補助については可能と解釈されないよう、電力・ガス取引監視等委員会による監視を要請する。</p>	高度化法の対象事業者は小売電気事業者と一般送配電事業者等であり、発電事業者は対象となっておらず、法令上でのペナルティを科すことは現制度上困難となります。他方、非化石証書収入の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19に記載の通り、「非FIT非化石電源を有する発電事業者に対して、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントを、当面の間、求めていくこととする。また、当該発電事業者が証書の販売収入をどのように用いているかについて、定期的に説明を求めていくこととする。」としております。
30	需要家が自然エネルギー電力を選択しやすくするため、電源トラッキング、小売電気事業者に対する電源および二酸化炭素排出量の表示義務、需要家が直接発電事業者と電力購入契約を締結できる仕組みなどを導入すべきである。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
31	自然エネルギー電力の売買に際し、大手電力が一方向的に有利にならないよう、旧一電の発電部門から小売部門への非化石価値取引を監視する必要があり、場合によっては大手電力の発電部門と小売部門の分離など構造的措置も検討すべきである。	第三次中間とりまとめP21に記載の通り、「高度化法の中間目標設定によって非化石証書全体の需要が高まるのが想定されるなかで、市場における事業者の経済合理的行動に期待しつつ、入札行動に関する考え方については、整理が必要かどうか引き続き検討することとなった」としており、引き続き検討課題であるとしております。
32	電源トラッキングと同様の制度を整備し、非化石証書内で電源情報を明記すべきである。同時に、電源の持続可能性についてのクライテリアの整備など、国際的にも適用できる制度にしていくことが必要である。	トラッキング付非化石証書の販売にかかる実証実験では、非化石証書がどの発電所・電源由来であるかについても属性情報として付与することとしております。
33	<p>FIT非化石証書の最低価格の引き下げを検討すべきである。 ・理由 証書の取引状況を見ると、発行量に対して約定量が1%にも満たず、市場が十分に機能しているとはいえない。約定量の増加を図るため、最低価格の引き下げを検討すべきである。約定量の増加は、FIT非化石証書の目的の1つである再エネ賦課金の低減に活かす点からも重要である。 なお、とりまとめ(案)には「欧州の水準と比べても非化石証書の最低価格はそれほど高いという水準ではない。」との記載があるが(p21)、特定の国を除いて欧州(さらに米国を含む主要国)の証書の価格水準は0.1~0.2円/kWh程度である。FIT非化石証書の最低価格1.3円/kWhが海外の水準と比べて大幅に高いことは周知の事実であり、このような事実誤認は訂正すべきである。また、グリーン電力証書やJ-クレジットの価格を前提にFIT非化石証書の最低価格の妥当性が論じられているが(p23)、それぞれの価格を高水準に維持することにつながり、健全な競争原理を阻害すると考える。</p>	第三次中間とりまとめP21に記載の通り、本検討会の委員意見において、FIT非化石証書の最低価格の水準の妥当性や最低価格の有効性が指摘されております。

34	<p>FIT非化石証書と非FIT非化石証書の全量を対象に、環境価値のトラッキングシステムを早急に構築すべきである。</p> <p>・理由 非化石証書の環境価値や需要家への訴求方法が詳細に検討されているが、残念なことに環境価値に関する本質的な問題点を見過ごしたまま、細かい事務的な規定の議論に終始している。非化石証書の対象である自然エネルギーの環境価値については、一定の電力量ごとに発電所から需要家までを追跡できるトラッキングが世界の常識になっている。発電所の所在地や発電方法などの情報をもとに、需要家が最適な電力を選択できる有益な仕組みであり、国際イニシアティブのRE100でもトラッキングを推奨している。p24に掲載されているFIT非化石証書の約定量の推移を見ても、トラッキングが重要であることは明らかである。しかし、トラッキングは現在まで実証実験を続けているだけで、実用化に向けた動きは見られない。今後もトラッキングなしのFIT非化石証書は大量に売れ残る。さらに市場取引による非FIT非化石証書もトラッキングなしではRE100の対象として認められないため、活発な取引は期待できない。</p> <p>主要国の中で、日本だけが再生可能エネルギーの環境価値をトラッキングできない、という状況を早急に改善すべきである。FIT非化石証書と非FIT非化石証書の全量を対象に環境価値のトラッキングシステムを構築・運用することを、国内・海外の多くの企業需要家が望んでいる。トラッキングが可能になれば、非化石証書の約定量が飛躍的に増えて、発電事業者の収入拡大と再エネ賦課金の低減をもたらす。再生可能エネルギーの主力電源化を推進する政府の趣旨にも合致する。国全体で再生可能エネルギーの環境価値を電子的にトラッキングできるシステムの導入は急務であり、御委員会でも早期に具体的な検討に着手する必要がある。</p>	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
35	<p>原子力を、環境価値を訴求する「ゼロエミ電源」として取引することは不適切である。</p> <p>原子力由来の非化石証書については、原子力由来である事を明記すべきである。</p> <p>・理由 非化石証書の環境価値や需要家への訴求方法が詳細に検討されているが、残念なことに環境価値に関する本質的な問題点を見過ごしたまま、細かい事務的な規定の議論に終始している。</p> <p>今年度よりすべての「非化石」電源が証書対象となり、市場では水力含む自然エネルギー以外の「非化石」電源として、原子力由来の証書が取引されることになった。まさに、本来の環境価値とは何かという議論が、置き去りにされた状況といえる。原子力は、単に「化石燃料ではない」というだけであって、放射性廃棄物を発生する環境負荷や安全性などの観点から環境保全に逆行するため、そもそも、環境価値を訴求するための「非化石価値」としてカウントすべきではない。</p> <p>また、非化石証書の取引については、市場での混乱を避けるため、ならびに需要家が適切な判断ができるために、それぞれの電源由来を明記すべきであって、特に原子力について、明示せずとも取引が可能とされているのは不適切である。市場で販売するのであれば、必ず原子力由来であることを明示するべきである。</p> <p>そもそも、本とりまとめ(案)の環境価値を取り上げた当該ページであるp30-39(非FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて)以下において、一度も原子力という言葉が使われていないことも極めて恣意的であると言わざるをえない。</p>	第三次中間とりまとめP39に記載の通り、本検討会で行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける整理を踏まえて電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論が行われる予定となっております。
36	<p>P.20「また、小売電気事業者の非化石証書購入に伴う機動的な料金改定手続きについては、・・・引き続き検討することとなった。」の文章に続けて、この論点の①検討の場(具体的な審議会名)、及び②検討のスケジュールを明記いただきたい。また、「機動的な料金改定手続き」を具現化する方法についても明示いただきたい。例えば料金算定規則において燃料費等の変動と同様に扱う、もしくは変分改定として扱う、等。</p>	非化石証書購入費用の小売料金上の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19に記載の通り、「需要家はその趣旨の理解を得るためにも丁寧な説明が必要になる点や新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点を踏まえた措置を求める多くの意見」もあり、それらを踏まえつつ、引き続き慎重に検討・対応することとしております。
37	<p>発電部門から小売部門への不当な内部補助の監視にあたっては、非化石証書収入の使途の監視だけでなく、非化石価値の売り渡し価格も監視し、結果を審議会等で公表いただきたい。</p> <p>・理由 非化石価値のグループ内売り渡し価格と、非化石価値取引市場への売り入札やグループ外相対取引との間で価格差がある場合には、グループ内小売部門を優遇する内部補助にあたる。</p> <p>本件は第48回制度設計専門会合でも議論されたところ。電力・ガス取引監視等委員会とも連携して監視を実現していただきたい。</p>	第三次中間とりまとめP20に記載の通り、「非化石証書収入の内部補助の監視監視についても、監視等委員会で議論されている発電部門から小売部門への不当な内部補助の監視に関する検討と合わせて、包括的に検討されることとなる。」としております。

38	<p>原子力発電からの供給が伸びないことから、次の長期エネルギー需給見直し見直しでは非化石電源比率は下方修正されるものと考えられるため、長期エネルギー需給見直しの見直しに応じて、非化石電源比率の目標も見直していただきたい。</p>	<p>現在の判断基準における非化石電源比率の目標については、第三次中間とりまとめP8に記載の通り、「エネルギー供給事業者については、2014年の電気事業法第2弾改正に伴い、小売電気事業者等に改正された。基本方針及び判断基準については、エネルギー需給の長期見通しを踏まえて策定することとされている。2016年にはエネルギー基本計画の改訂を踏まえた告示の改正が行われ、判断基準における非化石電源比率の目標については、長期エネルギー需給見直しを踏まえ「2030年における非化石電源比率を原則44%以上」とすることとされた」としております。また、この目標値は、「別途、省エネ法に基づき、発電段階において、エネルギーミックスと整合的な火力発電全体の発電効率について規制しており、高度化法、省エネ法の目標を達成できた場合に、結果として、2030年時点での排出係数が0.37kg-CO₂/kWh相当となる。これは、パリ協定事務局に提出した日本の中期目標(2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減)と整合的な数値となっている」としております。</p>
39	<p>高度化法では、系統全体の目標を定めているのにも関わらず、達成目標を特定の事業者にのみ課しているのはなぜか。小売電気事業者全体の目標にするべきではないか。小売電気事業者全体の目標にしない理由についても示していただきたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP26「その他の論点について」に記載の通り、高度化法の達成計画提出対象事業者の基準については、対象事業者が、会社分割等の行動をとり販売電力量を意図的に削減していないかや、対象事業者の販売電力量のカバー率等について、達成計画の提出を取りまとめた際に事務局で引き続き確認を行うこととし、その結果を踏まえ検討を深めることとしています。</p>
40	<p>各社の目標値は、2018年度の実績における個社の非化石電源調達率、2020年度の供給計画における全事業者の非化石電源比率から決められている。中間目標で系統全体の非化石比率は3.2%(22.8%→26.1%)しか変化がないのにも関わらず、GF対象事業者は9%(22.8%→31.8%)も目標が上がっている。現在GF非対象者の中で大規模な非化石電源稼働を見込んでいるのであれば、目標達成に向けての課せられる負荷には不公平感が出ると思われる。各社の供給計画から目標値を決めるならば、GF非対象者の供給計画上の2018年度からの非化石電源増分が、GF対象設定者に流れていかない状況は不合理ではないか。各社の供給計画から目標値を決めるならば、供給計画上の2018年度からの非化石電源増分のうち、GF非対象設定者が計画上織り込んでいるものは、GF対象設定者に流れるようにすべきではないか。</p> <p>また、資料P.16の赤いラインをGF対象事業者がすべて達成すれば、GF非対象者の非化石比率は31.8%を超過しているため系統全体の非化石比率は26.1%を上回る。すべての事業者が赤いラインを超えるように証書を買うなどの活動をするのは、国民負担を過度に上げることにつながる恐れがあるため、GF非対象者の31.8%を超える分については、GF対象者の目標から控除されるか、GF対象者へ価値として分配されるように配慮されるべきではないか。</p>	<p>第三次中間とりまとめP11に記載の通り、「中間評価の基準となる目標値の設定については、2030年度44%目標の達成確度を高めるため、原則、2020年度以降、毎年度目標値を設定し、44%に向けて直線的に漸増させることが考えられる。目標値の調整にあたっては、「想定される小売電気事業者の非化石電源比率の全国平均(加重平均)」を目安としつつ証書流通量を考慮するなかで可能な限り野心的な目標とした上で、激変緩和量を控除して設定する。また、具体的な平均値の方法については原則として小売電気事業者等が提出する供給計画を用いることとする」としております。</p>
41	<p>非化石証書の価値は、「非化石価値」、「ゼロエミ価値」、「環境表示価値」の3つの価値を有することとされており、非化石証書は、これらの3つの価値を顕在化し証書化したものであるが、わかりにくいので、名称の変更をしてはどうか。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
42	<p>事業者によっては、「再生可能エネルギー電気を100%発電・調達している」とHP上で公開し、FIT電気+非化石証書であることがわかりやすく表示されていない場合もあると考えられるので、需要家の誤認が発生した際の措置は検討したほうがいいのではないかと。また、RE100や再エネメニューを求めている顧客の中には、環境価値がある電気を購入していることを対外的に発表することを希望する顧客もいる(CSR)ため、グリーン電力証書のような顧客自身が対外的に示すことができるマークを作ったほうがいいのではないかと。</p>	<p>第三次中間とりまとめP39に記載の通り、本検討会でを行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける整理を踏まえて電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論が行われる予定となっております。</p>
43	<p>現行の小売営業GLでの「電源構成」の定義を踏まえた結果、「実質○○」の表示が乱立する結果となっている。資料P39で「ここで行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける整理を踏まえて・・・小売営業GLの改正についての議論が行われる」とあるように、どちらが上位規程というわけでもないため、真に需要家の誤認を招かない表示とは何かを議論した上で、「電源構成」の定義自体から見直すことが必要ではないかと。</p>	<p>第三次中間とりまとめP39に記載の通り、本検討会でを行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける整理を踏まえて電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論が行われる予定となっております。</p>
44	<p>中間目標を導入することで証書市場の取引が増加すると見込んでいるとの記載だが、非化石市場の約定結果を見る限り、価格が高くてでも買いたいという需要家は少ないことが想定される。本来であれば、価格は需要家のニーズ(高くても、非化石価値があるなら買うという需要家のニーズ)に合わせた価格に収れんしていくべきである。これに対してどのような見直しを行うのか具体的な提示をお願いしたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP21に記載の通り、本検討会の委員意見において、FIT非化石証書の最低価格の水準の妥当性や最低価格の有効性が指摘されております。</p>

45	<p>・該当箇所:20,21ページ 内部補助の監視 ・意見内容: 資料P20、21に「内部補助の監視」について触れられているが、非FIT非化石証書の最低価格についての議論が見られない。大型非化石電源を所有しているのは特定の事業者であることから寡占状態にあり、市場操作が可能ではないかと懸念している。FIT非化石証書の前4回の加重平均約定価格(現状は1.3円)を上回る売り入札価格を出すことを禁止する、あるいは売買の入札価格を公開する等の対応をいただきたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP21に記載の通り、本検討会の委員意見において、FIT非化石証書の最低価格の水準の妥当性や最低価格の有効性が指摘されております。</p>
46	<p>「2030年度44%目標」の達成にあたっては、原子力や大型水力について、原子力や大型水力を保有している一部の事業者の目標として別枠で管理し、全事業者が比較的平等にアクセス可能と考えられる再エネについてのみ、全事業者に対して同様の目標を設定することを検討いただきたい。</p> <p>また、中間目標フェーズ2～においても、目標設定の在り方を抜本的に見直すことが望ましいと考えているが、このようなアプローチが難しい場合には、中間目標のフェーズ1に引き続き、グループ外からの非化石証書購入量を全事業者一律にする化石電源GFを導入いただけるよう検討をいただきたい。</p> <p>・理由 非FIT非化石電源のうち原子力や大型水力については、一部の事業者がその大半を保有している。また、原子力の再稼働の影響で、この傾向はますます強くなっていく。このため、2030年における非化石電源比率の目標が事業者一律で設定された場合、事業者間の競争力に甚大な影響が生じる懸念がある。</p> <p>また、中間目標のフェーズ1では、P11のご記載の通り「従来、化石電源等の電気を調達していた小売電気事業者について、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性」を考慮いただき、化石電源GFを導入いただいた。中間目標フェーズ2～においても、非FIT非化石電源のうち原子力や大型水力については、一部の事業者がその大半を保有しているという状況に変わりはなく、非化石電源の電気を新規に調達することは、引き続き困難と考える。</p> <p>なお、「制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ」P45にも、以下の記載がある。 化石電源グランドファザリング(特例措置)を漸減・撤廃するにあたっては、各小売電気事業者の非化石電源の調達状況等を注視した上で、小売電気事業者間の競争に与える影響に留意する必要がある、十分な議論を行いながら検討していく必要がある。</p> <p>また、P46～47にも、新電力13社の意見・要望として、以下の記載がある。 2. 中間目標フェーズ1以降の制度設計について (1)一部の事業者のみが保有する原子力・大型水力は、当該事業者の目標として別枠で管理し、全事業者が比較的平等にアクセス可能と考えられる再エネについてのみ、全事業者に対して同様の目標を設定すること。 (2)高度化法の目標設定の在り方を抜本的に見直すことが望ましいと考えているが、このようなアプローチが難しい場合には、中間目標のフェーズ1に引き続き、グループ外からの非化石証書購入量を全事業者一律にすること。</p>	<p>第二次中間とりまとめP45において、「対象事業者における非化石電源の利用の遅れを是正する観点から、化石電源グランドファザリング(特例措置)については、諸外国と同様に段階的に漸減させていくことが適当と考えられる。他方で、化石電源グランドファザリング(特例措置)を漸減・撤廃するにあたっては、各小売電気事業者の非化石電源の調達状況等を注視した上で、小売電気事業者間の競争に与える影響に留意する必要がある、十分な議論を行いながら、検討していく必要がある」としており、また「第2フェーズ以降においては、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直すことを基本とし、2021年7月以降、議論することとする。」としております。</p> <p>また、「原則、化石電源グランドファザリング(特例措置)は漸減させていく必要がある一方で、仮に第2フェーズにおいて小売競争上の観点から非化石電源の保有量の差を勘案するために化石電源グランドファザリング(特例措置)を設定する場合には、第2フェーズに入る前に、事業者が非化石電源比率を引き下げて、多くの特例措置を受けようとする行動を招くことは好ましくないため、第1フェーズにおける取組みが評価されるような仕組みを導入すること等が考えられる。」としております。「第2フェーズの化石電源グランドファザリング(特例措置)の設定については、上述の考え方を踏まえた上で、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、化石電源グランドファザリング(特例措置)の在り方を適切に見直すことが基本的な考え方となる。また、第2フェーズの中間評価の基準となる目標設定については、小売電気事業者による原子力や大型水力等の電気の調達環境も勘案しつつ、全小売電気事業者が再エネ等の利用促進に最大限努力するインセンティブを持つような目標設定が重要と考えられる。」としております。</p>
47	<p>今年度より、中間目標の第一フェーズがはじまるので、ご記載いただいている、「小売電気事業者の非化石証書購入に伴う機動的な料金改定手続き」「規制料金における簡便な転嫁の方法」に関して、早期に具体的な検討をいただきたい。</p> <p>例えば、消費者の皆様へ価格転嫁をご理解いただけるよう、政府からの周知・広報をいただくとともに、電力の小売営業に関する指針において、一般的な行為(基本的な考え方)として、位置付けていただきたい。また、旧一般電気事業者の小売部門が、発電部門からの内部補助により、非化石証書購入を費用として認識しないことで、価格転嫁を行わないことがないよう、社内取引の監視をいただきたい。</p> <p>さらに、規制料金への転嫁を円滑に進める観点から、例えば、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則において、非化石証書購入の原価算入方法を明記いただきたい。燃料費調整制度のような制度措置を明記いただく方法や変動額届出料金の算定の対象項目として明記いただく方法が考えられる。</p>	<p>非化石証書購入費用の小売料金上の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19に記載の通り、「需要家にその趣旨の理解を得るためにも丁寧な説明が必要になる点や新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点を踏まえた措置を求める多くの意見」もあり、それらを踏まえつつ、引き続き慎重に検討・対応することとしております。</p>

48	<p>P11に、以下の文章を追記する。 「なお、特例措置対象事業者のうち2030年における排出係数の目標値である0.37kg-CO₂/kWhを達成している事業者においては、非化石電源比率の目標値について、化石電源GFのパーセントポイント分の引き下げに加えてさらに緩和する等の措置を検討する。」 【理由】 小売電気事業者に一律に目標を課すことに対し、委員会でも様々な意見が出たことは、第二次中間とりまとめ本文P21の「委員・オブザーバーの主な意見」に記載されている通りである。電力の低炭素化の手法は様々であり、目標達成のためには手段を限定すべきではない。第5次エネルギー基本計画においても、2050年までを見通して、「総力戦対応でエネルギー転換・脱炭素化を進めていく必要がある」(同計画P102)とある通り、一律に非化石電源比率の目標を設定し低炭素化の手段を拘束するのではなく、事業者の特性に応じ、その能力を最大限発揮できる制度とすべきである。 昨今、短納期かつ高速な発停や出力調整が容易なガスコージェネレーションを複数台設置し、小売電気事業者の電源として活用する事例も現れている。ガスエンジンコージェネレーションの発電効率は40%(HHV)以上あり、排熱を活用すれば上記排出係数を達成することは十分可能である※。ガスエンジンコージェネレーションを発電設備として電力事業を営むなど、事業者の得意分野で低炭素化の努力を促すことにより、コストも最小限に排出係数目標を達成できるものである。 ※都市ガスの発熱量44.8MJ/Nm³(HHV)、排出係数2.23kg-CO₂/Nm³より、 都市ガスの排出係数は0.179kg-CO₂/kWh(HHV)、インプットの16%(HHV)を排熱利用したとする。、バックアップボイラの効率が80%(HHV)とする。 燃料インプットからバックアップボイラ燃料削減分を差し引き、発電に割り当てられる排出係数を求めると、$0.179 \div 0.4 \times (1 - 0.16 \div 0.8) = 0.358$ となり0.37kg-CO₂・kWhを達成可能である。 ここで、都市ガスの発熱量、排出係数は、「温室効果ガス総排出量 算定方法ガイドラインVer. 1.0 H29.3環境省」(以下のURL)による。 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/guideline.pdf なお、2030年における排出係数目標0.37kg-CO₂/kWhは、2015年7月17日に、電気事業連合会、特定規模電気事業者有志等が公表した「電気事業における低炭素社会実行計画」(※)の提案も踏まえ、決定されたと理解している。上記実行計画においては、事業者ごとの事業形態に応じた取組を行うことを明言しており、一律に目標を持つとはしていないことを付記しておく。 ※https://e-lcs.jp/plan.html https://www.fepec.or.jp/news/_icsFiles/afieldfile/2015/07/17/20150717_CO2.pdf</p>	<p>第三次中間とりまとめP11に記載の通り、「当初、中間評価の基準となる目標値の設定において、事業者一律の目標値設定を想定していたが、本作業部会や基本政策小委員会の議論において、中間評価の基準(中間目標)を設定する上では、各事業者の置かれた状況を勘案するようなことも考え得るのではないか、という意見があった。こうした意見を踏まえ、諸外国における事例を参考にしつつ、従来、化石電源等の電気を調達していた小売電気事業者について、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を防ぐという観点から、化石電源の調達に一定の配慮を行う化石電源GFを導入することとなった。」としており、この措置により同頁記載の通り、「非化石電源比率の低い事業者(特例措置対象事業者)に対しては、目標値を一定程度引き下げることで配慮を行う」ものとなっております。</p>
49	<p>「上げDR」制度化の検討をお願いしたい。また、制度化において下記の検討をお願いしたい。 上げDRを実施することで再エネ出力増加に対する需給調整機能を果たすとともに、再エネの出力制御を防止し再エネを最大限導入することに寄与した事業者に対し、上げDRIにより生じた再エネ環境価値をインセンティブとする等の仕組みを導入する。 【理由】 本とりまとめ案の「P22(参考:非化石価値に対する事業者の期待)」では、「再生可能エネルギーの拡大等に向けて、非化石価値が適切に評価されることが重要」であり「『上げDR』で創出された非化石価値を証書化し、売却が可能となれば、大口需要家様・DR事業者が『上げDR』を事業スキームに加えるインセンティブとなる」と期待されている意見がなされており、賛同の意を表したい。 例えば、第24回省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会/電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ資料2「再生可能エネルギー出力制御の高度化に向けた対応について」において、「上げDRIに協力する需要家にもメリットが生まれる仕組み等が必要」(P7)であり、「上げDRIにより生じた再エネの環境価値を上げDRのインセンティブとしたい」(P12、P15)との意見が取り上げられており、委員会間の連携を図るとともに、アグリゲーション・ビジネスの環境価値についての環境整備をお願いするものである。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

50	<p>「上げDR」制度化の検討をお願いしたい。また、制度化において下記の検討をお願いしたい。 アグリゲーション・ビジネス側の環境整備として、現行制度ではアグリゲーターと契約した工場等が上げDRを提供するために自家発電止及び抑制分を系統電力に切り替えた場合、契約電力(常時)増加により契約基本料金が増加してしまうなどの障害があり、これに伴う基本料金の負担を軽減するような手当を導入する。</p> <p>【理由】 本とりまとめ案の「P22(参考:非化石価値に対する事業者の期待)」では、「再生可能エネルギーの拡大等に向けて、非化石価値が適切に評価されることが重要」であり「上げDRには社会的意義がある」と期待されている一方で、「電力需給契約上の契約電力の扱い」に課題があると意見がなされており、賛同の意を表したい。 例えば、第24回省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ資料2「再生可能エネルギー出力制御の高度化に向けた対応について」において、上げDRの実施に向けた改善すべき点として、「現行制度では自家発電止及び抑制分を系統電力に切り替えた場合、契約電力(常時)増加により契約基本料金が増加する。そのため、これに伴う基本料金の負担を軽減するような手当を検討することなどが考えられる」(P14)としており、委員会間の連携を図るとともに、アグリゲーション・ビジネスの環境価値についての環境整備をお願いするものである。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
51	<p>「非化石電源比率の目標到達に向けて、国は、毎年、事業者(複数の事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の事業者)の単位で、目標到達の状況と到達に向け適切な取り組みを行っているかを評価するものとする。」とされているが、個社で中間目標値を受領している中で、複数事業者での取組みにおいて具体的な評価方法を早期にお示しいただきたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 上記記載があるため、複数事業者による目標達成は妨げられるものではないと認識しているが、すでに中間目標第一フェーズは始まっており、複数事業者で達成を目指す場合、事業者としてどのような報告形式となるか、具体的アクションが明確ではないため。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
52	<p>エネルギー供給構造高度化法においては、系統電力を流れる再エネ電力に関して非化石価値が認められているが、太陽光発電の自家消費分や蓄電池やEVを通じて系統に流した電気の場合は非化石の価値が埋没する可能性があり、世界に向けてPRするチャンスも失われる可能性があると思料。 これら系統を流れない再エネ電力の非化石価値を、適切に評価・反映するするための統一的なルール(例えば、計量制度の柔軟化で適用可能となる太陽光発電システムのパワーコンディショナーに基づくプロファイリングによりCO2削減価値を補足して証書化し、RE100や高度化法の対象とする方策等)を策定するなど、引き続きご検討いただきたい。</p> <p>・理由 高度化法44%という目標がある中で、「再生可能エネルギーの主力電源化」の実現に向けた「需給一体型の再エネ活用モデルの促進」を進めた場合に、上記のように埋没してしまう非化石価値が増加する可能性があると思料。このことは、みずほ情報総研レポートvol.19(2020)において、2018年度時点、少なくとも約100億kWhに相当する非化石電力が、高度化法上活用されずに埋没しており、高度化法の対象となる新電力47社が購入しなければならない非化石電力の量の推計値約90億kWhと同等か、それ以上の非化石電力が、非化石証書として発行されることなく埋没していることが示唆されている。今後、需給一体型再エネ活用モデルが促進され、再エネ電力の自家消費が拡大することで、埋没する非化石価値が拡大し、非化石証書流通拡大にブレーキがかかる可能性があるため。 https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2020/pdf/mhir19_energy.pdf</p>	<p>現在の非化石証書制度は、非化石電源からの系統への小売供給分について証書化の対象としており、自家消費における非化石価値については、他の環境価値制度が対象としている等の理由から慎重な議論が必要と考えております。</p>

53	<p>需要家に対して国全体の取り組みへの理解促進と国民に広く遍くPR頂きたいという2つの観点で意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、『小売電気料金との関係では非化石証書購入費用は可変費に該当することとして、さらに解釈を明確化することとなった。』と記載いただいているが、具体的に、いつまでに、どういった方法(例えばガイドラインの作成など)で明確化するのかについて、その道筋の議論を、早急に再開していただき、遅くとも今年中には、ガイドライン等でお示しいただきたい。明確化の方策としては、規制料金の原価に織り込んで転嫁することで、転嫁の一つのありようを示すべきではないか。加えて、旧一各社のグループ内取引に関連して、電気の社内取引価格に加え、非化石証書の購入分もコストとして認識された上で小売平均価格が設定されていることを監視する仕組みも、非化石市場活性化と公平な競争を両立するために必要ではないか。</p> <p>また、需要家の認知という観点から、国による高度化法や中間目標導入に関する需要家へのPRIについては、2012年のFIT制定時のように検針票への内訳記載や資源エネルギー庁ホームページ等でのPR等、具体的な周知を速やかに実施いただくことについても検討いただきたい。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>大手電力・新電力を問わず小売への価格転嫁は、本市場を持続的に活用していくためには非常に重要であると思料。価格転嫁のためには、需要家にもその趣旨の理解を得るための丁寧な説明、および価格の透明性が担保されることが必要である。</p> <p>すでに、4月末時点で中間目標値は拝受しており、需要家の理解を得るにあたり、足元の対応として苦慮している状況である。このような実情を踏まえ、ガイドラインを早急にお示し頂くことを希望する。</p>	<p>非化石証書購入費用の小売料金上の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19の記載のように、需要家にもその趣旨の理解を得るためにも丁寧な説明が必要になる点や新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点も踏まえた措置を求める意見もあり、それらを踏まえつつ、引き続き慎重に検討・対応することとしております。</p> <p>また5億kWhの基準については、第三次中間とりまとめP26「その他の論点について」に記載の通り、高度化法の達成計画提出対象事業者の基準については、対象事業者が、会社分割等の行動をとり販売電力量を意図的に削減していないかや、対象事業者の販売電力量のカバー率等について、達成計画の提出を取りまとめた際に事務局で引き続き確認を行うこととし、その結果を踏まえ検討を深めることとしています。</p>
54	<p>実質再エネ、実質ゼロエミなど合理的に整理頂いている点は、事業者として重々承知しているが、下記理由に記載の通り、需要家に対してより広く制度趣旨を理解してもらうとともに誤解した状態で契約されることがないように、更なる整理をお願いしたい。</p> <p>また、非FIT非化石証書が発行され運用が開始しているのが、必要に応じて小売りガイドラインにも反映いただきたいが、反映の有無と時期を言及いただきたい。</p> <p>・理由</p> <p>東京商工会議所産業政策第二部が2020年6月11日付けで公表した『「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」結果について』によると、東京商工会議所エネルギー・環境委員会が実施したアンケート結果からは、『再生可能エネルギーで発電された電力を供給するプランの利用傾向として、「利用中」、「利用予定」の企業は1割に満たなかった。未利用の理由としては、「自社の事業形態と合わないから」、「料金プランがわかりづらいから」との回答が多かった。』と記されており、需要家の理解が進んでいないと考えられるため。</p> <p>https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1021880</p>	<p>第三次中間とりまとめP39に記載の通り、本検討会でを行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取扱いにおける整理を踏まえて電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論が行われる予定となっております。</p>
55	<p>現在のFIT非化石価値市場の約定結果が、最低価格に張り付いている状況を踏まえると、最低価格(および最高価格)の設定が機能していないと解釈している。見直すことについて、ご検討をお願いしたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP21に記載の通り、本検討会の委員意見において、FIT非化石証書の最低価格の水準の妥当性や最低価格の有効性が指摘されております。</p>
56	<p>非FIT非化石証書入札行動の考え方について、早急に整理頂くと共に、監視手法についての検討をお願いしたい。</p> <p>第36回制度検討作業部会にて挙がった以下の意見に賛同する。</p> <p>・非FITの価格というのは、FIT証書が売れ残るといったことが想定されているんだとすると、その下限価格に張りつくと考えるのが自然。(中略)取引の価格については、監視等委も含めて十分監視頂きたい。</p> <p>・価格の公正性、透明性を持たせるために、基本的に市場の流動性を高めて頂きたい。市場への供出を促進していくような形をお願いしたい。非FIT非化石証書の売手の太宗が大手電力のなかで、市場メカニズムの中で決まってくる市場価格を参照しつつ、相対取引の価格の監視についてお願いしたい。</p> <p>・余剰の非化石証書を持つ発電事業者が利潤最大化を目的とすると、0円ないしは0円に近い価格で売り入れられるものと考えている。1.3円に近い価格で供出すると、それは市場支配力行使した売りおしみと考えている。そのあたりの監視を是非お願いしたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP21に記載の通り、「高度化法の中間目標設定によって非化石証書全体の需要が高まるのが想定されるなかで、市場における事業者の経済合理的行動に期待しつつ、入札行動に関する考え方については、整理が必要かどうか引き続き検討することとなった」としており、引き続き検討課題であるとしております。</p>
57	<p>下記(20ページより引用)は規制料金における転嫁に限定した記載になっているが、非化石証書購入に伴う料金改定について、新規参入者の小売事業者と契約する需要家も含め、全需要家にご納得頂けるような環境整備のご検討を早急をお願いしたい。例えば、需要家への説明資料を経産省にご準備頂くといったご対応をお願いしたい。(スライド1枚程度の簡単なものでよいと思料)</p> <p>また、制度の趣旨を踏まえると、年間販売電力量5億kWhという線引きを撤廃し、全小売事業者を対象とするべきではないか。ぜひこの点もご検討をお願いしたい。</p>	<p>非化石証書購入費用の小売料金上の取扱いについては、第三次中間とりまとめP19に記載の通り、「需要家にもその趣旨の理解を得るためにも丁寧な説明が必要になる点や新規参入者と旧一般電気事業者の競争環境の確保の観点も踏まえた措置を求める多くの意見」もあり、それらを踏まえつつ、引き続き慎重に検討・対応することとしております。</p>

58	<p>非FIT再エネ電源の電気に再エネ指定の非化石証書を組み合わせた場合の非化石価値の訴求方法として「再エネ」の表現が認められるのであれば、FIT再エネ電源の電気に再エネ指定のFIT、非FIT非化石証書を組み合わせた場合の非化石価値の訴求方法についても「再エネ」の表現を認めていただきたい。</p> <p>・理由 FIT再エネ電源と非化石証書の組み合わせでは「実質再エネ」の訴求しか認められない一方で、それと本質的な差のない非FIT再エネ電源と非化石証書の組み合わせにのみ「再エネ」の訴求が認められると、消費者の混乱を招くため。また、FIT再エネ電源とFIT非化石証書の組み合わせにも「再エネ」訴求を認めることで、FIT非化石証書の価値が向上し、約定量が増え、国民負担の軽減につながる可能性があるため。</p>	<p>第三次中間とりまとめP39に記載の通り、本検討会で行った非FIT非化石証書に係る環境価値の取り扱いにおける整理を踏まえて電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において小売営業GLの改正についての議論が行われる予定となっております。</p>
59	<p>FIP制度下では、FIP電源由来の電気がアグリゲーター(別法人である発電契約者)経由で市場や小売電気事業者へ販売(転売)されることが想定される。その際、非化石価値も同じ商流で販売できるよう、転売規制がかからない取引制度を検討いただきたい。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
<p>2. ベースロード市場について</p>		
60	<p>北海道エリアの約定価格が、他の2エリアに比べて大きく乖離しているが、北海道電力のベースロード電源のコストが、他のエリアの拠出側会社に比べて、それほどまでに乖離しているとは考えにくい。北海道電力がこれまでの相対契約やスポット価格などの整合性をとるため、これらの価格から逆算して、入札価格を決定している疑念があり、卸相対契約情報を徴収するなどして、監視委員会による詳細検証をお願いしたい。</p>	<p>ベースロード市場への供出価格については、電力・ガス取引監視等委員会が、BL市場ガイドラインにのっとり監視を行っており、2019年度オークションでは、市場への供出上限価格をガイドラインに沿った方法で設定され、それ以下の価格で市場への供出を行っていたことが確認されております。</p>
61	<p>第48回制度設計専門会合(資料3・p13)において、旧一電の社内外の無差別性の監視(イメージ)として、ベースロード市場についても、比較対象として記載されている。客観的な指標として、官公庁需要入札において、旧一電グループが、ベースロード市場約定価格を大きく下回る価格で入札および落札している実態を踏まえれば、ベースロード市場価格が不当に高いか、旧一電小売りが不当なダンピングを行っていることの証左である。監視委員会は、旧一電が売り手となっている卸相対契約情報を徴収するなどし、速やかな検証をお願いしたい。</p>	<p>旧一電の社内外の無差別性の監視については、ベースロード市場ガイドラインでは、受渡年度の翌年度の監視として「大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないか確認を行う」とこととされております。いただいた御意見は、電力・ガス取引監視等委員会へ共有させていただきます。</p>
62	<p>ベースロード市場の預託金については、終了月の切り崩しを認めるなど、資本金が事実上の参入障壁となっている現状を認識し、ルールの早期見直しをして頂きたい。</p>	<p>「預託金の扱い」については、本中間取りまとめにおいて「約定総額の3%の負担が大きいことや拘束期間が長いとの意見があったが、預託金の必要性が否定されているものではなく、また、BL市場は始まったばかりの制度であることを踏まえると、預託金の割合や拘束期間については、引き続き現行制度を維持する」とこととしております。</p>
63	<p>常時 BUから BL市場での調達への移行策を引き続き検討となっているが、常時 BUと BL 市場の性質の違いも考慮して、移行時期については慎重に検討されたい。常時 BU を廃止するのであれば、旧一般電気事業者の発電・小売部門間の契約と同じ条件で新電力とも契約を行うことを担保し、その契約内容についての情報開示をして欲しい。</p> <p>理由 常時 BU は月単位で契約量を変更できる柔軟性があり、半年前に翌年度 1 年分を固定化する BL 市場とは新電力としての利用価値が異なる。また、常時 BU 廃止後、旧一般電気事業者の発電部門から電力を卸してもらえなくなる場合、内外無差別の観点に反して新電力の競争力が著しく不利となるため。</p>	<p>常時バックアップからベースロード市場での調達への移行については、本中間とりまとめP58に記載の通り、「常時バックアップのあり方についてはしっかり議論を進めていくべき」との意見が示されており、引き続き検討を続けることとしています。</p>
64	<p>ベースロード市場は開始されたばかりであるものの、約定価格が高く、約定量が少ないといった状況にある。電取委は、市場監視を強化した上で、状況が改善されない場合は入札価格などについて改革を検討すべきである。</p>	<p>監視の具体的内容や手法の詳細についての御意見については、電力・ガス取引監視等委員会へ共有させていただきます。</p>

65	<p>電源供出義務がある大手電力は、ベースロード市場で落札されなかった分について、JEPX先渡市場に供出することとすべきである。ベースロード市場を先渡市場に一本化すると同時に、発電分離を行うことで、発電事業者間の電力調達におけるイコールフットリングを実現すべきである。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>2020年度引き渡し分のベースロード市場取引結果は、ベースロード市場を通した取引量は全需要量の1%に満たない。これは、スポット市場の取引が旧一電によるグロス・ビディングや間接オークション等の導入により一定程度流動性が高まった結果、ベースロード市場を活用する意義が薄れてきたこと、また、電力先物市場なども開設されたことも一因と考えられる。</p> <p>一方、本とりまとめ(案)p49の(1)背景で述べられている通り、旧一電の電源寡占状況は、本質的には変わっていない。ベースロード市場の開設目的は発電事業者間の電力調達のイコールフットリングであるから、これを達成するため、ベースロード市場を通した取引にとられない新電力への電源拠出策を検討すべきである。そこで、電源供出義務がある大手電力は、JEPX先渡市場を積極的に活用し、ベースロード市場で落札されなかった分についても、積極的に供出することとすべきである。さらに、ベースロード市場を先渡市場に一本化することを提案する。</p> <p>そもそも、ベースロード市場への拠出量の考え方にも疑問がある。電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会中間とりまとめp18以下の「③制度的措置について」では、常時バックアップにおける供給量が参照された(新電力の託送契約の3割)ことが示されているが、その3割の根拠は旧一般電気事業者のベースロード電源比率に拠っている(参考:第7回電力・ガス基本政策小委員会資料5-1、p17。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/007_05_01.pdf)。一方で、ベースロード比率は長期エネルギー需給見通しのベースロード電源比率も用いている。全体市場供出量の考え方は一貫していない印象を受ける。自然エネルギーの導入拡大を受け、ベースロード電源という概念が薄れてきている昨今の状況を考慮すれば、ベースロードに特化した市場の必要性も再検討されるべきである。旧一電による電源供出には先渡市場を活用し、旧一電の発電部門と小売部門を法的に分離した上で、旧一電の発電部門と小売電気事業者との取引が公正に行われているかを監視する制度導入を提案する。</p>	<p>先渡市場は、取引期間が長期間確保されているものの、ザラバ取引のみで取引が行われているため売買入札のマッチングが難しい等が課題として、電力・ガス取引監視等委員会より指摘されています。他方、ベースロード市場は、シングルプライスオークション、かつ、年間で固定量を引き渡す契約である等、先渡市場とは異なる点もあって考えております。</p>
66	<p>大規模発電事業者(旧一般電気事業者及び電源開発)のベースロード市場の供出量の売れ残りについて、先渡市場に供出を義務づけることを、今後の審議会で議論いただきたい。</p>	<p>先渡市場は、取引期間が長期間確保されているものの、ザラバ取引のみで取引が行われているため売買入札のマッチングが難しい等が課題として、電力・ガス取引監視等委員会より指摘されています。他方、ベースロード市場は、シングルプライスオークション、かつ、年間で固定量を引き渡す契約である等、先渡市場とは異なる点もあって考えております。</p>
67	<p>2019年度オークション分の実取引については、すでに2020年4～6月の3か月分のデータが蓄積されている。四半期分の監視結果を今後の審議会で公表いただきたい。特にベースロード電源の卸価格の内外無差別の観点での監視いただきたい。</p> <p>・理由 審議会での定期的な監視結果の公表は、市場活性化策の議論に資するものであるため。</p>	<p>いただいた御意見は、電力・ガス取引監視等委員会へ共有させていただきます。</p> <p>なお、旧一電の社内外の無差別性の監視については、ベースロード市場ガイドラインでは、「ベースロード市場の受渡年度の翌年度」における監視として、「大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないか確認を行う」とこととされています。</p>
68	<p>価格上限の「発電平均コスト」はその実、総括原価(原発の賠償/廃炉/解体関連費、リスクヘッジ目的の損保料、他、通常産業における販管費全般も算入)に加え、事業報酬(利益)も加算した価格となっている。旧一般電気事業者にはベースロード電源を供出するインセンティブが働きにくい状況の中で、安価で入札することは考えにくい。本来の目的である安価な電源へのアクセスとは距離のある設計となっている。さらに、人員配置や必要経費を発電部門側に寄せたり、あらゆるリスクに対し保険をかけたりすることで、コストを上積みすることも可能となっており、経済原理的に健全な競争環境を醸成しているとは言い難い。</p> <p>発電一体の継続によって制度設計は公平性・透明性・健全性・一貫性・監視体制等の側面で様々な問題が顕在化している。国家として最重要課題の一つといえるエネルギー分野の進歩に対し、この複雑な制度設計が多大な英知と時間を浪費している。総括原価方式時代に公共的な負担で建設・運営されてきた発電所を多く抱える旧一般電気事業者の発電部門は、小売部門と分離されて然るべきではないだろうか。是非国家が強いリーダーシップを発揮し、エネルギー分野の国家戦略グランドデザインを設計いただきたい。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます</p>
69	<p>BL市場の単価水準は平均エリアプライスを下回る水準であり、また、約定量も常時BU対比で半分約定しているとの分析が記載されているが、この表現は、BL市場が市場として正常に機能しているような印象を受ける。市場導入の背景であったイコールフットリングを図ること(社内外問わず最も有利な条件で取引するという経済合理的な行動がとられていれば、おのずから卸売価格の社内外無差別性が確保され、電源アクセスのイコールフットリングが実現する)が、達成されているのか、という視点での分析を行うべきである。</p>	<p>ベースロード市場ガイドラインでは、受渡年度の翌年度の監視として「大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないか確認を行う」とこととされています。その具体的内容や手法の詳細については、電力・ガス取引監視等委員会が必要に応じて検討を行うこととしております。</p>

70	BL市場の2019年度オークション(2020年度受給分)の約定価格を、SPOT市場の2018年度の平均エリアプライスと比較している。小売事業者やメディアの誤認を避けるため、2019年度の平均エリアプライスについて、脚注で補足するのではなく2018年度と併記すべきである。※仮に脚注で補足するとしたら、実受給断面である2020年度のSPOT傾向に触れる程度ではないか。	2019年度のオークションを実施する上で参考となる価格が2018年度の平均エリアプライスであり、2020年4月の第39回制度検討作業部会で、その価格を用いて2019年度のオークションの入札状況を総括しております。なお、本中間取りまとめ作成時点では2019年度の平均エリアプライスが公開されていたため、脚注に補足として記載しております。
71	BL市場への入札価格の監視として、主に旧一般電気事業者の発販間の社内取引水準のモニタリングを強めてほしい。	監視の具体的内容や手法についての御意見については、電力・ガス取引監視等委員会へ共有させていただきます。
72	監視について「グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給料金」が一つの指標となっているが、制度設計専門会合(第46回)の資料9の16ページには、「発電・小売一体の旧一般電気事業者においては、社内取引価格が明確化されていなかった。」との記載もある。今後イコールフットイングを図る見通しを明確に立てていただきたい。	監視の具体的内容や手法についての御意見については、電力・ガス取引監視等委員会へ共有させていただきます。
73	落札から預託金の決裁までの時間が短く、社内決裁・資金手当に余裕がなく使いづらい。供給開始までに納めればよいとし、納められない場合はキャンセルできるなど、もう少しオペレーションを考慮したスケジュール感を希望する。	「預託金の扱い」については、本中間取りまとめに記載の通り、「約定総額の3%の負担が大きいことや拘束期間が長いとの意見があったが、預託金の必要性が否定されているものではなく、また、BL市場は始まったばかりの制度であることを踏まえ、引き続き現行制度を維持する」としてあります。
74	「産業用の小売価格」について、入札案件との整合も確認いただきたい。 また、「産業用の小売価格」との比較で、供出価格の妥当性が確認できない場合、当該「産業用の小売価格」が不当な内部補助に基づく不当販売に該当していないか、という視点でも確認いただきたい。	監視の具体的内容や手法についての御意見については、電力・ガス取引監視等委員会へ共有させていただきます。
75	産業用小売価格と応札価格の比較をした際、応札価格の方が高い場合、総括原価的な応札価格の問題というより、ベースロード電源の定義と、小売競争での電源の紐づけにミスマッチが起きているということだと思います。従って、そもそのベースロード電源の定義(産業用小売価格設定の原資として高効率のCCGTも使用している可能性等)や価格算定内訳等(非稼働電源の固定費の扱い等)の再考も検討していただきたい。	「産業用の小売価格」を用いての応札価格との比較については、本中間とりまとめのP51記載の通り、「エネ庁では個別の価格確認はできないため大まかな確認とし、個別のものは監視等委員会に任せる整理もある」と示されており、引き続き電力・ガス取引監視等委員会と連携をとってまいります。
76	エリアプライスは厘屈上限界電源の変動費であり、ベースロード市場は固定費込みの総括原価であるので、この両者を比較して買い手のアクションはさておき、売り手や市場構造の妥当性を検証することは困難ではないかと思えます。例えば燃料価格が下がっている昨今ではベースロード市場の入札価格の方が高くなるでしょうが、それを以て否とは言えないと思料します。	2019年度のオークションを実施する上で参考となる価格が2018年度の平均エリアプライスであり、2020年4月の第39回制度検討作業部会で、その価格を用いて2019年度のオークションの入札状況を総括しております。なお、本中間取りまとめ作成時点では2019年度の平均エリアプライスが公開されていたため、脚注に補足として記載しております。
77	P57「開催時期」については、引き続き現行制度を維持する。」とされているが、この根拠となっている整理及びメリットは、現状のベースロード市場の約定量が少ない状況においても該当するのか、改めて確認をいただきたい。例えば、燃料費変動のリスクを大きく見るなどの影響が考えられるとすると、ベースロード市場が十分に機能するまでは、オークション最終回時期を遅らせる、あるいは、あと1回追加することを検討していただきたい。	ベースロード市場の開設時期については、第一次中間とりまとめにおいて、「新電力等の長期の需要を賄うものであるため、BL電源を供出する旧一般電気事業者等は、BL市場の入札結果を踏まえた供給力を事前に確保して供給計画を策定する必要がある」、「調整力公募の入札時期等も踏まえて、具体的な開設期間を採ることとする」と記載されており、これら条件を勘案し、決定されております。

78	<p>現状のベースロード電源の定義や売り応札価格算定の方法のままで、最近のような大幅な燃料費変動が発電側・小売側双方にとって常時バックと比べてもリスクとなり、取引活性化のネックになると考えます。従いまして先述コメントの通り、そもそものベースロード電源の定義(産業用小売価格設定の原資として高効率のCCGTも使用している可能性等)や価格算定内訳等(非稼働電源の固定費の扱い等)を再考し、しかるべき燃料費調整も入るようにすることも検討していただきたいと思えます。</p> <p>また、常時バックアップは、その政策目的の一部がベースロード市場の政策目的と重複することから、ベースロード市場が十分に機能し、持続的に活用できる市場となったことが確認された後に、徐々に、縮小もしくは廃止に向けた移行策について検討されることが望ましいと思料。それまでは、ベースロード市場の進展にマイナスの影響を及ぼすことがないように、今後も慎重な議論を継続していただきたい。その点で下記についても考慮いただきたい。</p> <p>□「2019年度のBL市場の約定量合計は、2018年度の常時バックアップの調達量の約47%に相当する。」について、BL市場の約定量のうちの程度が常時バックアップ未利用分であったのか、また、常時バックアップの利用者のうちの程度がBL市場で約定したのか明確にいただきたい。</p> <p>□常時バックアップは、BL市場と異なり、必要量を確実に確保できる点、小売販売量の伸び等に合わせて2ヶ月程度前で判断できる点及び保証金の点でも異なる。</p>	<p>BL市場への応札価格は、第一次中間とりまとめのP30に記載のとおり、「新電力と旧一般電気事業者の小売部門とのイコールフットイングを図る観点から、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給価格と比して不当に高い水準とならないよう、ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格を上限(供出上限価格)とする。」と示しております。また、その発電平均コストの算定にあたっては、「資源価格の変動等を加味した価格を反映する。」とし、燃料費調整制度の機能は導入しないこととしております。</p> <p>常時バックアップからBL市場での調達への移行については、本中間とりまとめP58に記載のとおり、「常時バックアップのあり方についてはしっかりと議論を進めていくべき」との意見が示されており、引き続き検討を続けることとしています。</p>
<h3>3. 連携線利用ルールの見直し・間接送電権について</h3>		
79	<p>発送電分離を法的分離とするのであれば、発電・小売親会社方式ではなく、持株会社方式を原則とすべきである。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
80	<p>送配電網の開放状況を厳しく監視し、行為規制を徹底した上で、開放が不十分な場合には速やかに所有権分離へ移行すべきである。同時に、広域運用の追求の観点から、送電(子)会社の統合を進めるべきである。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
81	<p>送配電会社に対する行為規制について、徹底した情報公開で透明性を確保した上で、電取委による監視を徹底すべきである。また、人事や法令遵守体制など、問題が指摘されながら自主的取組とされた課題を中心に、必要な規制を法令化するべきである。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
82	<p>組織法制上の限界がない限り、経済産業省から独立した形での拘束力ある決定権を認める、経済産業大臣が電取委の勧告を尊重する規定を設けるなど、電取委の権限強化を図るべきである。また、送電網への新規接続や整備計画・運用に関する部分への電取委の関与を強めるとともに、広域機関への監視も強化すべきである。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
83	<p>系統空容量不足問題に対して、すべての系統運用事業者による「日本版コネクト&マネージ」の一刻も早い全面適用を実施すべきである。また、既存電源を含めたより合理的な接続管理方法へと改良すべきである。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
84	<p>系統のマスタープラン策定にあたっては、その便益について広く意見を集め国レベルで議論すべきである。その際、自然エネルギー導入によってもたらされる便益を考慮すべきである。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
85	<p>地域間連系線の増強費用は、全国負担とし、JEPX 値差収入を早急に活用すべきである。再エネ賦課金方式には問題があるが、これを採用するとしても、自然エネルギー導入効果の厳密な分析、コスト情報の公開と厳格な審査を併せて実施すべきである。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>

86	<p>関門連系線の売出量が0である状態を解消する検討、主として商品の細分化の検討を継続し、進捗や今後のスケジュールを示していただきたい。</p>	<p>間送電権の発行可能量は、運用容量から経過措置量とマージンを除いた量から算定されず。2019年12月に行われた第3回間送電権の在り方等に関する検討会（日本卸電力取引所）にて、2019年6月～11月の関門連系線の運用状況が報告され、全コマ8400コマ中560コマ（約7%）で運用容量が経過措置量を上回っていたことが確認されております。また、これらのコマのうち、実際に市場間値差が生じていたのは8コマ（値差平均約1.42円）と、現時点、市場分断の発生は限定的な状況であり、引き続き分断状況等を確認しつつ、検討を行うこととされています。</p>
87	<p>間送電権 売入札量に関する情報開示のタイミングを早めること 現在、毎月月間計画が策定された後に、売入札量が開示されるスケジュールだが（毎月21日）、もっと早くから売入札量に関する情報を開示頂くことをご検討頂きたい。 例えば、オークション対象期間における工事計画が2か月以上前に決まってい、その影響で運用容量が減少するような場合、月間計画策定よりも前に、空き容量がない=間送電権の売札がない、ということが決まると考えられる。現行スケジュールよりも早いタイミングで情報開示頂くことはできないものか。「今後、各事業者から提出される計画の更新状況に応じて、変更される可能性がある」という前提付きでよいので、現行スケジュールよりも早く、連系線ごとの売入札有り/無しといった情報を開示頂くことについて、ご検討頂きたい。</p>	<p>間送電権の発行可能量は、日本卸電力取引所によると、広域機関にて毎月20日公開される3週間先から2ヶ月先までの連系線に関する情報（空容量、運用容量、マージン等）を基に算定されており、その結果をもって開示されているため、現在の情報開示のタイミングとなっていると承知しています。</p>
<p>4. 容量市場について</p>		
88	<p>容量市場における市場支配的な事業者への対応として、監視の在り方、ペナルティについて議論されているが、今回、そしてこれまでのとりまとめにおいて言及されている通り、容量拠出金を支払う小売事業者そして最終需要家への負担は巨額で影響が大きいことから、ペナルティ適用事例はもちろん、小売事業者および最終需要家への影響を踏まえた、控除率の引き上げも選択肢に入れるべき。</p>	<p>第一次中間とりまとめにおいて、経過措置は2024年度の控除率を42%として、その後段階的に減少させていき、2030年には経過措置を終了させることとしております。</p>
89	<p>旧一電小売については、旧一電内外無差別を担保する観点から、容量市場拠出金負担分を、旧一電の規制料金に明示させるべき。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
90	<p>p.73以降価格のつり上げに関する言及がある一方、価格のつり下げに関する言及がない。入札最低価格を0円でない妥当な最低価格の設定を検討頂きたい。</p>	<p>第二次中間とりまとめP91に記載の通り、価格のつり下げについては、安価な供給力確保という観点や、我が国の発電所新設の実態を踏まえ、容量市場開設時には下限価格は設けないこととされております。</p>
91	<p>・第38回制度検討作業部会資料3のP12から、「a.による監視の対象」は、「約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ」を、「b.による監視の対象」は「市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で入札した電源から3電源ずつ」を指しているものと思われるが、本中間とりまとめ（案）では文章の該当部分に「a.」「b.」の記載がないため、明確にしていきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下に修正いたします。 ↓ （価格のつり上げに対する監視の在り方）における監視対象の項目について、 a.約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ ※市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する b.市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で入札した電源から3電源ずつ ※ただし、約定価格以上で入札された電源に限る c.その他、監視主体が任意に抽出した電源 ※ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるかと判断した場合に限る</p>
92	<p>脱炭素化との整合性を取るべく、容量メカニズムには二酸化炭素排出規制の仕組みを取り入れ、かつ変動型自然エネルギーを大量導入するために、市場において柔軟性を確保できるよう、制度設計を行うべきである。</p>	<p>2020年7月13日に開催された電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、非効率な石炭火力の退出に関する議題が提示されております。 一方で、必要な措置等に関する具体的な検討はこれから行われる予定です。</p>

93	<p>容量メカニズムは、将来の長期的な電源構成に直結する制度であり、FIT電源以外すべてが対象となる日本の市場設計は、投資予見性を高めるというよりも既存電源への補助金政策となりかねない。特に、すべての火力発電所が対象となることは、政府も掲げる「低炭素社会の実現」に逆行する。容量市場に参加する電源については、二酸化炭素排出の基準を定め、基準以下のものは非対象とすべきである。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>FIT電源以外すべてが対象となる日本の容量市場は、投資予見性を高めるためのものではなく、既存電源への補助金政策となっている。特に、すべての火力発電所を対象とすることは、日本政府も掲げる「低炭素社会の実現」に逆行する制度であり、容量市場に参加する電源については、二酸化炭素排出の基準を定め、基準以下のものは非対象とすべきである。</p> <p>日本は、温室効果ガスの排出量を2030年までに2013年比で26%、さらに2050年には80%削減するという目標を掲げている。しかし、2020年4月時点でこの達成を担保する制度は実質上存在しない。経産省が2020年7月3日に公表した「非効率石炭火力のフェードアウトに向けた検討」にならっても、二酸化炭素排出量が「非効率」なものとほとんど変わらない「高効率」と位置付ける石炭火力発電が30GW以上も残存し、新設することも可能となっている。「非効率石炭火力のフェードアウト」だけでは、前述の目標の達成は容易ではない。また、この方針により、容量市場が、投資予見性の確保から乖離し、実質閉鎖が予定される発電所への補助金となる可能性もある。</p> <p>容量市場と気候対策との整合性をとっている事例として、イギリスでは、排出実績基準の仕組みを設け、新規の石炭火力の導入を阻んでいる。同国は、2025年までに石炭火力を廃止し、柔軟性の高いガス火力への投資を進めることを企図し、「エネルギー法2013」で集中型容量市場を導入、その際、石炭火力の増加を抑えるために、2015年から排出実績基準を導入した。新設の火力発電所に対して、排出係数が450g/kWhを基準として年間の二酸化炭素排出量に規制をかけたために、新規の石炭火力は容量市場にほとんど参入できなくなっている。日本でも大いに参照できる制度であろう。</p>	<p>2020年7月13日に開催された電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、非効率な石炭火力の退出に関する議題が提示されております。</p> <p>一方で、必要な措置等に関する具体的な検討はこれから行われる予定です。</p>
94	<p>容量市場について、売り惜しみや価格のつり上げが懸念されているため、課すべきペナルティは、市場からの排除よりも強制拋出であるべきではないか。</p>	<p>第三次中間とりまとめP76に記載の通り、ペナルティの在り方については、初回オークションの入札結果を踏まえ、約定価格の遡及訂正を行うことによる約定プロセスやスケジュールへの影響等に留意しつつ、引き続き検討することとしております。</p>
95	<p>第22回容量市場の在り方等に関する検討会資料[発電側基本料金の容量市場での扱いについて](4ページ)にて「他市場収益は、kWh価値、ΔkW価値、非化石価値が考えられるところ、CCGTをモデルプラントとすること等から、kWh価値のみを考慮することとした。」とあるが、CCGTであればΔkW価値からも受益できるのが自然と考えるため、英国の他市場収益の比率34.7%では過少ではないか。需要曲線を見直す際には考慮していただきたい。</p>	<p>広域機関での検討会(容量市場の在り方等に関する検討会)、および本作業部会での議論の結果、指標価格(Net CONE)算定に用いる他市場収益については、英国の他市場収益の割合を参考としつつ、我が国の状況を踏まえて4.800円/kWhとすると整理されております。</p> <p>また、第二次中間とりまとめにおいて、遅くとも容量市場開設5年後(十分な回数のオークションが行われ、容量受渡も行われた段階)までを目途に、広域機関において包括的な検証を行い、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施すべく、国の審議会等でも検証結果を議論することとしています。</p>
96	<p>発電にかかる収益や費用を算出・報告する場面が、本市場に限らず発生する。このとき、例えば旧一般電気事業者が想定する燃料費が場面ごとに異なるようなことがないよう、各報告間で細目に一貫性をもって監視いただきたい。</p>	<p>監視の具体的内容や手法についての御意見については、電力・ガス取引監視等委員会へ共有させていただきます。</p>
97	<p>容量市場において落札された発動指令電源が、容量確保契約に基づく発動指令に対応できることを前提にした上で、さらに、調整力としても活用される機会が拡大することが重要と考える。この観点で、電源I'と同様、夏季・冬季以外など発動指令電源の発動見込みがない場合には、合理的な範囲で他市場での活用が進むよう、容量市場のリクワイアメントの見直し等の検討をいただきたい。</p>	<p>募集要綱において、発動指令電源への発動指令は、以下のように定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間発動回数:12回 ②一般送配電事業者からの指令:供給力の提供を開始する3時間前まで ③発動指令の設定時間:平日の9時~20時(土曜日、日曜日、および祝日を除く) <p>なお、発動指令電源に対する発動指令の時間帯については、広域機関での検討会(容量市場の在り方等に関する検討会)において、検証を行い、必要に応じて見直ししていくこととされております。</p>
98	<p>市場支配的事業者の判定について、グループ会社や取次先も含めて供給力を評価いただきたい。</p> <p>理由 市場支配的事業者が、容量市場の応札について、グループ会社や取次先により、応札量を分散することで、市場支配的事業者の判定基準から意図的に外れることを防止する必要があると考える。</p>	<p>今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

99	P73維持管理コストを超えた入札に対して、価格つり上げに該当していないか、その合理性を監視した結果を公表いただきたい。	監視については、電力・ガス取引監視等委員会が行うこととなりますが、「容量市場における入札ガイドライン」における記載のとおり、供出事業者等から入手する算定根拠等の情報が競争情報にあたるかを踏まえつつ、監視結果が公表されるものと承知しています。
100	他市場収益について、非化石価値やΔkW価値を含めた監視をいただきたい。 このうち、非化石価値については、用途制限との関係で新設投資に活用されることも考えられるが、容量市場において約定点を定めるような電源については、まずは当該電源の維持管理費用に活用されることが自然である。 ΔkWについては、通常の需給調整市場の収入のみではなく、ブラックアウトスタート公募等も対象に含めていただきたい。 また、事業者間での比較やモデルプラントとの比較を行い、支配的事業者の他市場収益の想定が保守的に見積もられ過ぎていないかの確認もいただきたい。	他市場収益については、将来の価格変動リスクの見積り等、一律に算定方法を定めることは困難であると考えますが、ご指摘の点については、電力・ガス取引監視等委員会にも共有します。
101	約定価格を決定した電源が価格つり上げに該当する場合に、約定価格の遡及訂正を行い、次点の電源の入札価格を約定価格としていただきたい。 また、約定点の電源の逆数入札有無を情報公開いただき、逆数入札があった場合となかった場合で、小売事業者の負担や社会的コストへの影響があったか検証をいただきたい。 さらに、逆数入札自体の是非については、制度検討作業部会でも意見が割れたものの、約定方法の改善については必要という方向が示されたと受け止めている。例えば、逆数入札した電源が約定価格となる場合には、それよりも低い逆数入札していない電源を約定価格として、以降の逆数入札した電源にマルチプライスを適用する方法も検討をいただきたい。(エリア分断時にマルチプライスは既に適用済みですので、技術的には対応可能と考える。)加えて、逆数入札は、逆数入札をしなければ電源の維持が困難な場合に限って行われるのである。安易に逆数入札が行われないよう、未落札の電源が廃止されていることを供給計画等で確認をいただきたい。	第三次中間とりまとめの脚注14において、初回メインオークションの結果等を踏まえて、必要に応じて、引き続き検討を行う事項として、「逆数入札した電源が約定価格となる場合には、それよりも低い逆数入札をしていない電源を約定価格として、以降の逆数入札した電源にマルチプライスを適用することが望ましい」との意見があった旨を記載しております。
102	例えば68頁の約定価格算定の絵で売り札がショートして交点が無い場合の約定価格はどうなるのか等、オークション要綱から明示的に読み解きにくい点が複数あったため、次回以降留意願いたい。	売り札がショートして交点が無い場合の約定価格については、容量市場メインオークション募集要綱において、需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とする旨が記載されております。
103	ここでの論点は発電側基本料金ではないのですが、今後の再エネ導入を促進する観点で、意見を申し上げます。これまでの議論において固定費(kW課金)になるとの前提となっておりますが、設備利用率が異なる電源間の不公平性を解消するような方策あるいは措置について、引き続き議論いただきたい。 また、これまでFIT電源の経済性検討に発電側課金を盛り込んでいなかったことに対して、一定の配慮をお願いしたい。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
104	NetCONE算定時の「他市場収益」算定にあたっては発電側基本料金考慮前はPJMを、現状は英国をそれぞれ参考にしているが、各国ともに燃料価格や需給環境、市場価格などが大きく異なっている。国内でも東西でJEPX値差が大きいという事情もあり、次回以降は今回結果や市場動向も踏まえて、我が国としての算定方法を検討いただきたい。 ・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 収入の前提条件を各事業者が自由に想定すると、各社の見通し次第で価格が大幅に変わってしまい入札価格に意図が織り込まれてしまう余地があると懸念するため。	広域機関での検討会(容量市場の在り方等に関する検討会)、および本作業部会での議論の結果、指標価格(Net CONE)算定に用いる他市場収益については、英国の他市場収益の割合を参考としつつ、我が国の状況を踏まえて4.800円/kWとすると整理されております。 また、第二次中間とりまとめにおいて、遅くとも容量市場開設5年後(十分な回数のオークションが行われ、容量受渡も行われた段階)までを目途に、広域機関において包括的な検証を行い、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施すべく、国の審議会等でも検証結果を議論することとしています。

105	<p>維持管理コストに不透明性があることは、発電事業側としても小売事業者側としてもリスク要因となっている。オークション回数が積みあがってくると維持管理コストに関する知見が開催者・監視者側でも蓄積されてくると思うので、その際は維持管理コストの定義や想定標準額を整理・公表するというPJM等を参考にした対処であったり、人件費・修繕費・経年改修費の概要に記載の“必要となる(人員・修繕費・設備費)”の範疇を明示を頂くなどについて検討いただきたい。</p>	<p>市場支配力を有する事業者の応札において、「維持管理コスト」に含まれる項目については、特に初回オークションにおいては、各事業者の考え方、実態等に異なる点も想定されることから、まずは“維持管理コスト”の項目を例示することとし、初回オークションの入札結果等を踏まえて、必要に応じて引き続き検討していくこととしております。</p>
106	<p>経過措置が適用される電源において、どのような条件の際に逆数を乗じることで良いかを具体的に記載いただきたい。また、逆数入札を認める条件として、落札できなかった場合には休廃止を検討せざるを得ないような何らかのコミットをつけるのもよいのではないかと。</p>	<p>第三次中間とりまとめP74において、経過措置が適用される電源において、逆数を乗じた価格で入札する場合は、「算定された維持管理コストに各年度の控除率の逆数を乗じなければ電源の維持が困難な場合」である旨を記載しております。また、第二次中間とりまとめにおいて、遅くとも容量市場開設5年後(十分な回数のオークションが行われ、容量受渡も行われた段階)までを目途に、広域機関において包括的な検証を行い、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施すべく、国の審議会等でも検証結果を議論することとしています。</p>
107	<p>ペナルティが売り惜しみや価格つり上げによって引き起こされる約定価格の高騰を是正するものであるべき。 理由 「特に公正を害する行為が判明した場合は、一定期間のオークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等のペナルティとなりうる」との記載があるが、オークションへの参加制限により応札する容量が減少し、価格が上がる結果につながることを懸念している。 については、約定価格決定電源が価格吊り上げに該当する場合、当該オークションが妥当なものではなかったと見做し、対象容量分をゼロ円で応札したものと約定処理を再実施し、かつ、対象電源への容量確保契約金は支払われない等のルール整備が必要であると思料。 この点、7月に行われる初回オークションでのレビューを通じて、適切なペナルティの在り方を引き続き検討いただきたい。</p>	<p>第三次中間とりまとめP76に記載のとおり、ペナルティの在り方については、初回オークションの入札結果を踏まえ、約定価格の遡及訂正を行うことによる約定プロセスやスケジュールへの影響等に留意しつつ、引き続き検討することとしております。</p>
108	<p>□P69に記載されている「容量市場において落札された電源は、容量確保契約に基づく発動指令に対応することを前提とした上で、さらに調整力としても活用可能とする」という方向性は合理的であり支持する。 □一方で、例えば下記に記載の通り、容量市場と需給調整市場の両方の市場へ参加するにあたっての実運用面に関して明確になっていない点が多く、来年度開始される需給調整市場への参加の検討にも支障をきたすことから、制度検討作業部会又は広域機関の検討会において早急に検討を開始し、整理をお願いしたい。 (1) 入札方法について 【ケースⅠ】あるリソースで100kWのΔkW供出可能量があった場合 □100kWを発動指令電源に入札し、同じ100kWを需給調整市場に入札しても問題ないのか？ □上記の場合、事業者判断で明日(来週)は需給ひっ迫することはほぼないと想定し、発動指令電源分のΔkWと同じ部分を需給調整市場に入札し、万が一、指令が重なってしまった場合にペナルティを受けるリスクを事業者が取ればよいのか？(電源脱落等が発生したことで需給ひっ迫した場合はペナルティを受ける可能性がある状況。) 【ケースⅡ】あるリソースで発動指令電源として100kWのΔkWがあった場合で、一番厳しい時間帯以外の時間帯に200kWのΔkW容量があった場合 (平日の8:00～20:00のいつ発動指令が来ても対応できる容量が100kW。仮に9:00～15:00なら200kW供出できるケース) □100kWを発動指令電源に入札し、9:00～15:00に需給調整市場に100kW供出することは可能か？この場合、100kW超を入札すると発動指令電源のリクワイアメントを満たさない可能性があるのではNGか？</p>	<p>御記載いただいているとおり、容量市場において落札された電源は発動指令に対応する必要があり、その前提のもとで、需給調整市場でも活用可能と整理されております。これは、容量市場で落札することに伴う契約と、需給調整市場で落札することに伴う契約は別物であり、それぞれのリクワイアメントを満たす必要があることに基づいたものです。</p>

109	<p>□需給調整市場のアセスメントⅠ、Ⅱ及び発動指令電源の発動後のアセスメントの方法や、容量市場の発動指令電源は契約容量以上供出すればリクワイアメントを満たし、需給調整市場のアセスメントⅡは、±10%を満たす必要があるが、需給調整市場と発動指令のアセスメント時の出力の切り分けをどうするのか等が明確になっていない</p> <p>□第17回需給調整市場検討小委員会 資料2-3 P71においては、三次①のアセスメントⅠについて「※電源Ⅰ・Ⅰ'については一般送配電事業者が年初に活用を契約している部分は除いた上でΔkWを確保できているかを確認する。ただし、発動指令電源については小売事業者が活用する場合もあり、この限りではない。」と記載されているが、「発動指令電源については小売事業者が活用する場合もあり、この限りではない。」が具体的にどういことを言っているのかわからない。(同じΔkW部分を両方に出してもいいと言っているようにも感じる)</p>	<p>容量市場において落札された発動指令電源は発動指令に応じる必要があり、その前提のもとで、需給調整市場でも活用可能と整理されております。これは、容量市場で落札することに伴う契約と、需給調整市場で落札することに伴う契約は別物であり、それぞれのリクワイアメントを満たす必要があるに基づいたものです。</p> <p>電源Ⅰ・Ⅰ'と需給調整市場の関係も同様であり、三次調整力①のアセスメントⅠにおいて、電源Ⅰ・Ⅰ'については一般送配電事業者が年初に活用を契約している部分は除いた上でΔkWを確保できているかを確認しますが、他方で、発動指令電源については、電源Ⅰ・Ⅰ'と異なり、小売事業者への売電に活用することも可能であり、また一般送配電事業者が年初に契約する部分が存在しないため、一般送配電事業者が年初に活用を契約している部分は除いた上でΔkWを確保できているかの確認は行わないとしたものです。</p>
110	<p>2019年2月6日 第18回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料3に、容量市場のフォローアップ事項「Check」において、「卸電力市場の安定化」について言及されている。 http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/youryou_kentoukai_haihu18.html 「卸電力市場の安定化」についてのCheck手法について、具体的な議論をお願いしたい。</p> <p>2020年6月3日に広域機関より需要曲線が公表されたが、指標価格9.425円/kW・年となっている。仮に、この価格が約定価格となった場合、年間kWh換算すると1.07円/kWhとなる。容量市場対象期間2024年4月以降、スポット市場の約定価格安定化を期待するが、1.07円/kWhという数値を一つの指標として、その効果を監視等委・広域機関にチェック頂くことが可能か、ご回答をお願いしたい。</p> <p>その効果を測る際、どのような測定をするのかについてもご検討をお願いしたい。(2023年4月～2024年3月の年間平均価格に対して、2024年4月～2025年3月の平均価格を比較する等)</p>	<p>中長期的な供給力を確保することによる卸電力市場価格の安定化の検証については、今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
111	<p>容量市場で落札された従来型電源は、2024年4月以降、定められたリクワイアメントに従い、稼働可能な電源における余力の応札が求められるが、この点の監視について、広域機関と監視等委の役割分担・監視手法等、具体的な検討をお願いしたい。</p> <p>容量市場入札に関するガイドラインは発表頂いたが、2024年4月以降の卸市場への入札行動についてもルール化する必要があるのではないかと。ぜひ検討をお願いしたい。</p> <p>「卸電力市場の安定化」に資するルール策定・監視手法のご検討をぜひお願いしたい。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
112	<p>メインオークション実施後、2024年度断面のH3需要が減少した場合の小売事業者負担について</p> <p>・意見内容</p> <p>メインオークション実施後、2024年度断面のH3需要が減少した場合の小売事業者負担について、ご検討をお願いしたい。制度の趣旨が「供給力の確実な確保」にあることは理解するが、小売事業者の負担についても目を向けて頂き、バランスの取れた議論をお願いしたい。</p> <p>本件について広域機関 容量市場の在り方等に関する検討会事務局に質問したところ「電力需要の動向に注視し、将来起こりうる様々な事象も含めて、当検討会においても、経済指標や供給計画への影響等も確認しつつ、実需給前年度の追加オークション(調達オークション、リリースオークション)の判断等、継続的に検討を行ってまいります。」という回答を頂いた。今後の検討において、広域機関と発電事業者間におけるオークションの在り方の整理に加え、小売事業者負担(最終的には国民負担)の減額に繋がるような議論をお願いしたい。</p> <p>4年前に策定した需要想定に対し、1年前に策定する需要想定が下がるのであれば、メインオークション実施時点の需要曲線は、本来の需要曲線よりも右側に描かれていたことになり、本来の価格よりも高い価格で約定されたことになる。メインオークション約定価格と本来の約定価格の差額は、小売事業者が負担すべき費用ではない、ひいては国民が負担すべき費用ではないと考える。</p> <p>この差額の取り扱いについて、これまでに検討・整理されているのであれば、内容をご教示頂きたい。検討・整理されていないのであれば、急ぎ議論の場を設けて頂きたい。</p> <p>(参考情報)</p> <p>広域機関より2018年9月19日 第15回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4「追加オークションについて」をご紹介頂いた。本資料を確認したが、H3需要が減少した場合の小売事業者負担については、言及されていないと史料。</p> <p>http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/youryou_kentoukai_haihu15.html</p>	<p>第二次中間論点整理において、メインオークションで必要供給力のほぼ全量を調達することを基本とし、追加オークションでは過不足分を調整することと整理されております。中長期的な供給力を確保する観点からメインオークション実施時点で見込まれる想定需要に対応する供給力を確保することとしておりますが、4年前に策定した需要想定に対して、1年前に策定する需要想定が下がる場合については、実需給年度の追加オークション(リリースオークション)の設計を含めて、今後継続的に検討を行ってまいります。</p>

5. 需給調整市場について		
113	<p>・複数の商品が取引されるようになった場合は、約定価格が安い商品について、相対的に手数料比率が高くなると考えられます。スピードが遅い三次調整力2は約定価格が他の商品よりも安くなる可能性が想定されます。</p> <p>・この三次調整力2には、アグリゲーター等の新規参入者の参入も想定され、もともと事業性が厳しい可能性も考えられるため、当面の緩和措置(限定的な措置)として、約定価格の〇%とするか、そもそも送配電事業者側(託送料金)の片側手数料だけにしたい。</p> <p>(参考) 仮に公募で年間3000円/kWの商品が需給調整市場に置き換わった場合、$3000\text{円}/\text{kW} \times 3\text{h}/8760\text{h} = 1.027\text{円}/\text{kW} \cdot 3\text{h}$となり、手数料比率は約2%。仮に公募で年間10000円/kWの商品が需給調整市場に置き換わった場合、手数料比率は約0.6%となる。</p>	<p>需給調整市場を運営するための費用は、売買手数料にて賄うこととされており、受付対応、資格審査、市場運営・監視、システム管理・改修等の、需給調整市場の運営業務の費用に基づき算定されており、また、日本卸電力取引所と同様に、市場の利用者となる売り手と買い手の双方から徴収することとしています。</p>
114	<p>九州エリアにおける太陽光発電の出力制御については、むしろその調整方法について、他エリアへの送電強化(及び広域エリアでの非自然エネルギーによる発電出力低下)が行われていない事に多少驚いたが、当該エリアにおける蓄エネルギー分が満量を越えている場合において、しかし更に自然エネルギーの供給が発生する場合におけるエネルギー貯蔵・輸送の方法について、急ぎ検討及び実装を行う必要があると考える。</p> <p>(なお、当方は、とりあえずの所、水素貯蔵、CAES、LAES等の化学エネルギーへの変換を用いるのが、空間効率及び低費用性の高い手法であると考え。製鉄所や化学プラントのいくつかでは自ら液体空気を生成して事業に用いているようであるが、ここでそれらにおいて余剰エネルギーを液体空気としてストックする形の設備を追加で設置し(幾分か公的資金あるいは業界からの資金を注入して専ら公共分として用いる分などを設置すると良いかもしれない。)、また液体空気等からの発電用装置も設置すると、少ない追加投資でのLAES蓄エネルギーシステムの実現が可能かもしれない(もともと、水素貯蔵、CAES、LAES蓄エネルギーシステム自体の設置費用が少なく済むのであれば、その様な共用使用での低費用化はあまり必要無いかもしれない。))</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
115	<p>変動型自然エネルギー発電所の出力変動を既存の火力発電所の需給調整機能のみで補うという考えではなく、自然エネルギー発電所も需給調整に貢献できる仕組みにすべきである。また、変動型自然エネルギーの発電量予測技術の向上を図るとともに、三次調整力②の廃止を前提とし、時間前市場を直前まで利用できるように改めるべきである。</p>	<p>需給調整市場の参入は、電源種を制限するものではなく、各種商品の要件を満たすことが条件となります。また、時間前市場における再エネ予測誤差を実需給直前まで調整するための円滑な取引の実現に向け、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合において、議論が進められるものと承知しています。</p>
116	<p>三次調整力②以外の需給調整市場の広域的運用を早期に進めるべく、具体的なスケジュールを設定すべきである。</p> <p>・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>本とりまとめ(案)は、需給調整市場の広域化を三次調整力②から進める旨が示されている。その後、三次調整力①、二次調整力②などに拡大していくことになっているが、実質的に三次調整力②以外についての開始年月は不透明である。本取組はバランスコストを下げる点で有用であり、できるだけ早く進めるべきである。</p>	<p>需給調整市場における調整力の広域調達については、三次調整力②が2021年度、三次調整力①が2022年度、二次調整力②が2024年度からと段階的に取引を開始する方向で、詳細な制度設計が広域機関を中心に検討が進められています。また、一次調整力および二次調整力①についても、2024年度から市場取引に移行する方向で検討が進められています。</p> <p>また、広域運用は、三次調整力②と三次調整力①が2021年度、二次調整力②が2023年度から開始すべく一般送配電事業者を中心に検討が進められています。</p>

117	<p>三次調整力②については、制度設計全体を見直すことで、発電事業者と小売事業者が需給調整を行う制度に移行することで将来的に廃止し、需給調整市場は事故などに備えた機能に特化していくべきである ・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>三次調整力②は、FIT特例制度①に対し、一般送配電事業者が対応するための市場と認識している。しかし、そもそも変動型自然エネルギー電源による供給量をより正確に予測するには、予測精度の向上に加えて、ゲートクローズ直前まで対応できる市場制度の導入が必要であり、三次調整力②のみに頼る制度は、場合によっては調整力の調達量を増大させかねない。</p> <p>これに対し、例えば欧州では、欧州大で時間前市場を統合する取り組み(XBID)において、シングルプライスオークションを実施し、小売事業者と発電事業者が、よりゲートクローズにより近い時間まで市場を利用しやすくしている。XBIDの場合、前日12時にスポット市場が締め切られたあとでも、計6回の時間前市場オークションが行われ、約定タイミングも、前日17時に開場して21時に約定するものから、当日12時に開場し15時に約定するものまで幅広い。一方で、欧州の中でも、ドイツやフランスなどの国々が参加するヨーロッパ卸電力取引所(EPEX SPOT)では、ざらば方式とオークション方式の時間前市場が併存しており、日本の市場への参考になると思われる。三次調整力②については、制度設計全体を見直すことで、発電事業者と小売事業者が需給調整を行う制度に移行することで将来的に廃止し、需給調整市場は事故などに備えた機能に特化していくべきである。</p>	<p>御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。</p>
118	<p>P77について、商品区分ごとに、多様な電源が活用できるような制度設計をお願いしたい。</p> <p>【理由】 調整力市場に対し、より多くの事業者の市場参入を促進し、競争を活性化させることが、「調整力コストの低減」、「系統の安定化」といった公共利益に繋がる。 例えば、高速な発停や出力調整が容易なガスコージェネレーションを複数台設置し電源として活用することで、三次調整力のみならず応動時間が短い二次調整力としても期待できるなど、多様な電源の一つとして系統の安定化に寄与すると考えられる。</p>	<p>需給調整市場の商品設計は、第一次中間とりまとめにおいて、「様々な調整能力を持つ電源が存在する中で、①需給調整を行う一般送配電事業者が必要な調整力を確実に確保し、運用できることを担保しつつ、②その上で調整力の提供者(発電・DR等)側が参画しやすく、従来型電源とDRがイコールフットイングとなることにも配慮した効率的な需給調整を実現できるような区分であることが重要」と記載されており、その考えを踏まえ広域機関での技術的検討がなされ、商品設計を行っております。</p>
119	<p>需給調整市場において、ポジワット側のアグリゲーションが参入できるよう検討をお願いしたい。</p> <p>【理由】 今後限界費用ゼロの自然変動電源が大量導入され、優先給電されることなどで、卸売電力価格が下落し火力発電などの収益性が低下することにより、系統の需給調整力が減少していくことが予想される。このようななか、あらゆる電源リソース、需要リソースを活用し、系統の安定化を図っていく必要がある。 電力広域的運営推進機関 需給調整市場検討小委員会が2019年6月に三次調整力②について取り纏めた「需給調整市場(三次調整力②)について」(第12回資料3-2)の17頁においても、「リソースをアグリゲートして需給調整市場へ参入する場合、そのリソースには小規模な発電機(自家発電等)やDSR等、様々な電源種が想定される。」とあり、それが実現されるよう市場を整備するのが需給調整市場の活性化や電源リソースの活用に有効と考える。また、VPP等を積極的に推進する国の政策とも合致することになる。 調整力市場に対し、より多くの事業者の市場参入を促進し、競争を活性化させることが、「調整力コストの低減」、「系統の安定化」といった公共の利益に繋がる。 第12回需給調整市場小委員会の結果を受けて一般送配電事業者において策定された取引規定では、三次調整力②市場に対しポジワット側のアグリゲーションの参入ができない内容となっているが、参入できるようにすべきである。なお、取引規程等に関する意見募集(2019年9月実施)において「逆潮流アグリゲーションの調整力の活用については国において現在検討中」との回答があり、委員会間の連携を図るとともに、環境整備をお願いするものである。</p>	<p>需給調整市場におけるポジアグリ参入に関し、広域機関の需給調整市場検討小委員会(2020年6月12日)において議論され、「電源I'におけるポジアグリ参入の検討が全て完了し参入が可能と整理された段階で、需給調整市場への適用範囲の拡大に向けた追加検討を実施していく」とされております。</p>
120	<p>需給調整市場において、三次調整力②に1000kW未満の発電機が参入できない内容となっているが、この下限値を緩和するような仕組(例えば、複数台で1000kW以上となれば参入できる、など)の検討をお願いしたい。</p> <p>【理由】 調整力市場に対し、より多くの事業者の市場参入を促進し、競争を活性化させることが、「調整力コストの低減」、「系統の安定化」といった公共利益に繋がる。</p>	<p>需給調整市場の商品設計は、第一次中間とりまとめにおいて、「様々な調整能力を持つ電源が存在する中で、①需給調整を行う一般送配電事業者が必要な調整力を確実に確保し、運用できることを担保しつつ、②その上で調整力の提供者(発電・DR等)側が参画しやすく、従来型電源とDRがイコールフットイングとなることにも配慮した効率的な需給調整を実現できるような区分であることが重要」と記載されており、その考えを踏まえ広域機関での技術的検討がなされ、商品設計を行っております。また、複数台を束ねることでのポジアグリ参入に関しては、広域機関の需給調整市場検討小委員会(2020年6月12日)において議論され、「電源I'におけるポジアグリ参入の検討が全て完了し参入が可能と整理された段階で、需給調整市場への適用範囲の拡大に向けた追加検討を実施していく」とされております。</p>
<p>6. その他</p>		

121	再生可能エネルギー負担金は、大多数の国民に合意なく強制徴収されている。利権者以外や又は中国共産党関連資本が多数入っており、関係した政治家、官僚、公僕は売国奴と言われても仕方がない。海外なら暴動がおこるよ。早く復興増税と一緒に廃止しなさい。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
122	4ページの19行目「省エネ法」の略称の定義を記載したほうがよいと思います。	省エネ法の正式名称「エネルギーの仕様の合理化等に関する法律」を記載いたします。
123	18ページの最下行「作業部会」は「本作業部会」のことか？	第三次中間とりまとめP18の最下行「作業部会」は「制度検討作業部会」のことです。
124	19ページの枠内の各意見については、委員、オブザーバーのどちらからのものなのかについても記載したほうがよいと思います。	第三次中間とりまとめP19の枠内の各意見は、委員、オブザーバー関係なく意見をまとめたものになります。
125	19ページの枠内の最終行から上に6行目「必要か。」、最終行「重要か。」、それぞれ「必要。」、「重要。」とは記載できない発言内容だったのか？	本発言は、第36回制度検討作業部会で委員及びオブザーバーが発言した内容を基に作成した議事要旨を引用しているものであるため、現行通りとさせていただきます。
126	19ページの枠内の最下行から上に6行目「エネ庁」は何を指しているのか？（「資源エネルギー庁」？）	「資源エネルギー庁」を指しております。
127	33ページの参考図1-29の出所の「排出係数検討会」は32ページの4行目の検討会のことを指しているのか？	「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」を指しております。
128	37ページの最下行から上に1行目「当たって」は「あたって」のほうがよいと思います。他の箇所の例と同様に。	「あたって」に修正いたします。
129	41ページの最下行から上に16行目「出来ない」は「できない」と記載したほうがよいと思います。	「できない」に修正いたします。
130	44ページの1行目「小委」は「小委員会」のほうがよいと思います。	「小委員会」に修正いたします。
131	49ページの枠内の1行目「オブザーバー」は「オブザーバー」の誤記だと思います。	「オブザーバー」に修正いたします。
132	52ページの最下行「基本政策小委員会」は「電力・ガス基本政策小委員会」のほうがよいと思います。他の箇所と同様に。	「電力・ガス基本政策小委員会」に修正いたします。
133	61ページの最下行から上に3行目の「だった。」は誤記ではないか？	「であった」に修正いたします。
134	84ページの「開催日時」欄において、開催時間の記載が漏れています。	開催時間を記載いたします。
135	84ページの「開催日時」欄の開催年は本文と同様に西暦で記載したほうがよいと思います。	制度検討作業部会の議事次第は和暦であるため、和暦にしております。
136	なお、本案件とは関係が薄いのではあるが、フライホイールについては、京急がかなり長期にわたり運用している回生用フライホイールが、現在の超電導方式のようなものでないにも関わらず、かなりの実績を上げていることから、各所で用いていくのが良いのではないかと国民として考える。国には、エネルギーの有効活用のため、蓄エネルギーについて、もっと推進を行っていただきたいと考える。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
137	電取委の委員長・委員について、身分保障や兼職規制、退職後の就職規制等の規定を設けるとともに、常勤化や専門スタッフの充実を追求し、その独立性と専門性を強化すべきである。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
138	公正な小売市場競争を促進するため、電取委及び公正取引委員会は大手電力（旧一電）等による廉売行為に対する監視を強化すべきである。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
139	託送料金は本来、送配電に係る費用を回収するための料金であり、それを用いた原子力一般負担金の回収方法は見直す必要がある。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
140	前日スポット市場は近年拡大が見られるものの、グロス・ビディングは自主的取り組みであり、今後の不確実性が残る。電取委は市場監視を強め、グロス・ビディングの義務化などの措置により更なる市場規模の拡大を実現すべきである。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。
141	発電分野の競争が促進されず、卸電力市場の流動性が十分に確保されない場合には、欧米で実績のある発電設備の売却や、大手電力の発電部門と小売部門の分離などの構造的措置を検討すべきである。	御意見は、本中間とりまとめ以外に関するものですが、参考とさせていただきます。